

マルサス，リカードウと同時代の救貧思想[†]

渡 会 勝 義

1 問題とその背景

文明社会は、貧困者を見捨てるのではなく、何らかの方法によって社会として救済してきた。イギリス (England) ではエリザベス 1 世の時代以来救貧法 (Poor Laws) が存在し、この法律に基づいて社会における貧困者に対する公的な救済が行われてきた。エリザベス救貧法は、労働能力のない貧困者の救済、労働能力のある貧困者の就業、両親が扶養しえない子供の徒弟就業、労働能力があり仕事を世話されても仕事に就こうとしない者を犯罪者として扱い強制労働につかせることを、主な内容としていた。救貧法は1834年に大幅な改正を見るが、実に1948年に福祉国家の成立が宣言されるにいたって廃止されるまで存続し続け、イギリス社会に大きな影響を持ったのである¹⁾。救貧法による救貧は、教区 (parish) 単位で救貧税を徴収し、それを教区内の貧困者の救済のために支出するという形で行われた。この救貧税と救貧支出の急激な増加が、18世紀末から1810年代にかけて生じた²⁾。この急激な救貧税の増加に直面して、救貧法の廃止論が高まり、救貧法をめぐるはげしい論争が展開された。典型的な救貧法廃止論を提示したのはマルサスであり、マルサスの救貧法廃止論は救貧法をめぐる議論に大きな影響を与えた。あまり知られていないのであるが、リカードウも救貧問題には大きな関心を抱き、かなりの議論をしている。

A. スミスは貧困の問題を特別に取り上げることはなかった。それは、当時においては、労働者の大部分が貧困な状態にあり、経済全体の発展 (富の増加) によって全体の生活水準を引き上げることがまず要請されたからである³⁾。18世紀後半から19世紀前半にかけて産業革命の

[†] 本稿は、経済学史学会2008年全国大会 (2008年5月25日於愛媛大学) の共通論題「貧困と福祉の経済思想」における報告を大幅に拡張したものである。大塚勇一郎教授から長年にわたりうけた学恩に感謝して、同教授の定年退職記念にささげる。

1) イングランドにおける救貧法の歴史については、例えば Brundage (2002) を参照。

2) 18世紀後半から1810年代末までの間に名目額で約5倍になった。救貧税と救貧支出の増加については、以下コプルストンの節を参照。

3) スミスは『国富論』においてイングランドの居住法 (Law of Settlement) を強く非難したが、救貧法そのものについては特に触れていない。

進展とともに富の急速な増加があったが、同時に困窮 (indigence) の増加があり、それに伴い救貧税の増大が生じた。ここで困窮とは、労働できないかあるいは労働できるとしても最低限必要な生活手段を得ることができない状態を意味する。労働はできるが低い水準の生活しかできない状態という意味での貧困 (poverty) とは区別される⁴⁾。マルサスとリカードウはスミスの問題意識を受け継ぎ、何よりもまず経済全体の発展により労働者一般の貧困状態を改善することを目指したが、救貧税の急増を背景として同時に困窮の問題をも取り上げ、解決策を追究した。

エリザベス1世の時代以来困窮救済の基本法として存在した救貧法に対する批判は、すでに18世紀後半において E. パーク⁵⁾ や J. タウンSEND⁶⁾ によって行われていた。マルサスは人口原理に基づいて救貧法の廃止を主張し、リカードウはマルサスの議論を受け継ぎ救貧税による全剰余の吸収の恐れを表明し、より徹底的な救貧法廃止論を展開した。19世紀初頭における救貧法廃止論の高まりに対して、同時に根強い救貧法擁護論が存在し続けた。最も体系的に救貧の思想的根拠を検討し、救貧法擁護の議論を展開したのは神学者 W. ペイリー (William Paley)⁷⁾ であった。ペイリーの著書は大学のテキストとして広く読まれ、当時の支配階層である地主階級に大きな影響を与えた。1790年代においては J. ベンサムがピットの救貧法改正案の提出を機に困窮の問題を研究し、救貧を効率的にするため救貧法および救貧行政の改革を主張した (但しベンサムの議論は1830年代以前にはほとんど影響を持たなかった)⁸⁾。また F. M. イーデンの貧困研究⁹⁾ があり、貧困問題への関心を喚起した。救貧法廃止論がもっとも高まった1810年代に、マルサスやリカードウの議論に対抗して経済的根拠に基づき救貧法擁護論を展開したのは、E. コプルストン (Edward Copleston)¹⁰⁾ である。福音派の人々は、慈善に熱心に取り組み、救貧法の廃止は主張しなかったが貧民のモラルを向上させる方向での救貧法

4) ベンサムは貧困 (poverty) を労働しなければ生活できない労働者一般の状態とし、困窮 (indigence) を労働できないか労働できても生存に必要なものを獲得できない状態と定義した。Cf. Bentham (2001) p. 3. 以下では貧困と困窮を必ずしも厳密には区別せず、貧困を両方を含めた意味で用いることがある。

5) Burke (1780), (1800).

6) Townsend (1786).

7) William Paley (1743-805). 神学者、道徳哲学者。ケンブリッジ大学クライスツ・カレッジ出身、ケンブリッジで10年ほど教える。後にカーライル (Carlisle) の副監督 (Archdeacon) になる。DNB.

8) Bentham (1797), (2001). ベンサムの救貧論については、例えば Poynter (1969) ch. 4, Bahmueller (1981) を参照。

9) Eden (1797).

10) Edward Copleston (1785-1851). 道徳哲学者。オックスフォード大学コルプス・クリスティ・カレッジ出身、オリエール・カレッジのフェロー、カレッジ長 (Provost)、ランダフ (Llandaff) の監督となる。オックスフォードにおいて大きな知的影響力を持った。リベラル・トーリーとして政治にも関与した。DNB.

改革を追求した（例えば、T. Bernard, J. Bicheno）¹¹⁾。こうした流れとは別に、人間の自然権思想に基づき、救貧法を批判し、福祉国家的構想を提示した T. ペインの議論があったが、当時においてはほとんど影響力を持たなかった¹²⁾。

救貧法は1834年にいわゆる新救貧法が制定され大幅な改正を見るが、廃止されることはなかった。救貧法の廃止論が高まったのにもかかわらず、廃止されなかったという事実の背景にあった要因の1つは救貧法をめぐる論争の性格にあったという仮説のもとに、リカードウ・マルサス時代の救貧法をめぐる、救貧法廃止論と救貧法擁護論、そして中間的な立場の議論を検討する。以下の議論は、網羅的であることを意図するものではなく、あくまでも当時の論争の基本的な性格を知るためにいくつかの例を考察するにすぎない。

以下では、まずマルサスとリカードウの救貧法廃止論を見る。続いてペイリーの救貧法擁護の議論を取り上げ、コブルストンの貧困と救貧法についての議論を、そして福音派の人々の議論の1例として J. ビケーノ (James E. Bicheno)¹³⁾ の救貧法についての議論を検討する。以下における主要な論点は、困窮の原因は何か、困窮は傾向的に増加したのか、そして救貧負担は増加したのか、救貧法は困窮を増加させる傾向をもったのか、救貧はどのような方法によるべきか、つまり私的慈善によるかあるいは法律によるべきか、これらの点について当時の人々がどのように考えていたかということである。困窮に関する議論を検討する上で重要なのは、労働能力のない者と労働能力のある者との区別である。労働能力のない貧困者の救済の必要性については、その方法は別としても、意見の相違はなかったといってよい。労働能力のある者の困窮に関しては、その原因を個人に帰するか社会的原因に求めるかで、救済の必要性についての見解は大きく分かれた。

19世紀前半の主要な事実経過を簡単に見ておくと、1810年代における救貧法批判の高まりの中で下院救貧法特別委員会が設けられ、救貧支出を制限する方向での改革の勧告を含む報告が提出された (1817年)¹⁴⁾。この報告に基づいて委員会の委員長 W. S. ボーンによる救貧法の改革が救貧行政の弛緩を引き締める方向で行われ、教区会における救貧税納入額に応じた複数投票制、特別教区会 (select vestry) の権限強化および有給で専任の貧民監督官補佐の設置が行われた (1818, 19年)¹⁵⁾。この改革が功を奏したのか、1820年代において救貧支出は減少傾向を示した。しかし下層民の不満は高まり、20年代末から1830年にかけて全国的な暴動が発生し

11) 福音派の社会思想への影響については Hilton の研究がある (Hilton 1988)。また Bernard については吉尾清の研究が参照されるべきである (吉尾 2006)。

12) Paine (1791 2)。

13) James Ebenezer Bicheno (1785 1851)。著作家、植民地官僚。救貧法や刑法についての著作がある。Linnean Society, Royal Society のフェロー。ウェイトリー (R. Whatley) を委員長とする調査委員会に加わり、アイルランドの貧民の状態を調査した (1833 6)。DNB。

14) Select Committee on the Poor Laws (1817)。

15) ボーン (William Sturges Bourne) による救貧法改革については、渡会 (2000) を参照。

た (いわゆるスウィング・ライオット Swing Riot)¹⁶⁾。この状況に対して1832年に王立救貧法調査委員会が設置され、1834年にはその報告に基づき、救貧法的大幅な改正が行われた (新救貧法 The Poor Law Amendment Act の成立)¹⁷⁾。それは、救貧行政の中央集権化、院外救済の原則廃止、劣等処遇の原則の確立を主要な内容とするもので、明らかに公的な救貧を制限し、労働者の自立を促すことを目指していた。

2 救貧法廃止論の展開 - マルサス、リカードウ

2.1 マルサスの救貧法廃止論

マルサスは、労働者の一般的境遇を改善しさらに困窮を軽減するために、初期には農業のみが労働者階級の幸福に貢献するとして食糧を生産する農業の発展を、そして『人口論』第5版以降には工業も労働者階級の幸福に貢献すると考えるようになり、国内の農業と工業の均衡的発展を追求し、そしてそのためにある程度の農業保護を主張した。またマルサスは賃金基金説的な考えもち、労働組合の労働者全体の生活水準向上効果については否定的であった。

『人口論』初版 (1798) の主要テーマは、ゴドウィンらの楽観的な平等社会の構想を人口原理に基づき批判することであった。マルサスの人口の原理は、周知のように、人口は制限するものがなければ幾何級数的 (等比数列表) に増加するのに対して、食糧はせいぜい算術級数的 (等差数列表) にしか増加しない (1798, p. 14), そして人間の生存には食糧が必要であるから、人口は必然的に食糧の範囲に抑えられざるをえない、その際必然的に悪徳 (vice) と困窮 (misery) が生ずる、というものである (p. 37)¹⁸⁾。マルサスは人口の制限要因を、予防的制限 (preven-tive check) と積極的制限 (positive check) に分ける (pp. 62-3)。予防的制限はすべての社会階層において作用し、上層では社会的地位の低下のおそれから、中流階層では事業が軌道に乗るまで結婚を待つことから、下層では文字通り家族が飢えるかもしれないという心配から、結婚を延期したり控えたりし、子供を持つことを自ら抑制する行動を意味する (pp. 63-9)。積極的制限とは、子供が実際に生まれてから、親が十分な食物を与え世話をすることができないことから成人する以前に死亡することを意味する。これは下層にのみ作用する (pp. 71-3)。この人口論を基礎にして、マルサスはゴドウィンの平等社会の構想を批判する。すなわち、ゴドウィンがいうように、私有財産制を廃止して平等な社会ができたとして、この社会では飢えの恐怖がなくなり予防的制限が弱まり人口増加が促進されるとともに、飢えの恐怖は労働へのバネでもあるから食糧の生産が停滞ないしは減少する。この結果社会全体が貧困化し、少ない食糧をめぐる争いが生じ、人々は自分が獲得したわずかな食糧と守ろうとする

16) スウィング・ライオットに関する研究としては、Hobsbaum & Rude (1969) がある。

17) 新救貧法の成立については、例えば Brundage (1978) を参照。

18) 第2版では道徳的抑制 (moral restraint) が追加された。これについては後述。

ようになる。すなわちここに廃止したはずの私有財産制が実質的に復活することになるのである。つまりマルサスは、人口論によってゴドウィンのいう平等社会はそれ自身の論理によって崩壊することを示したのである (p. 208)。

この平等社会をめぐる議論自体が困窮の問題に関連するのだが、『人口論』初版は同時に現実に存在する救貧法の批判を含んでいた。救貧法は、部分的に平等社会を実現しているとも見なすことができた。救貧法は所得移転による困窮者の救済、仕事のない者への仕事の供与を内容として含んでいるからである。救貧法の下では飢えの恐怖がなくなり、平等社会の場合と同様に、人口増加が促進されるとともに労働へのバネが弱められるから食糧生産は停滞する。その結果、困窮は減少するのではなく、逆に増加してしまう、というのがマルサスの救貧法の効果についての基本的な見方であった。困窮の問題は『人口論』第2版(1803)以降の諸版においてマルサスの主要テーマになった¹⁹⁾。人口原理にもとづくマルサスの救貧法廃止論は論争を引き起こし、以後の議論に大きな影響を与えた。

『人口論』初版においてマルサスは、救貧法のもたらす影響は第1に食糧生産を増加させることなく人口を増加させる (p. 83)、第2には救貧法による上層階級から受給貧民への所得移転は必需品への彼らの支出を増加させ、その価格を上昇させることにより独立労働者の生活水準を悪化させ貧困化させる、と述べている (p. 84, 86)。まず第1の効果についてであるが、救貧法は労働者から飢えの恐怖を取り去る。飢えの恐怖は予防的制限の基礎であるとともに、労働へのバネでもある。したがって、救貧法は一方では予防的制限を弱め人口増加を促進し、同時に他方では労働者の労働意欲を減退させ生産を停滞ないしは減少させる (あるいは少なくとも人口増加率には追いつかない) (pp. 90-1)。もう1つの効果に関しては、救貧法は受給貧民への所得移転により、彼らの必需品への需要を増大させるが必需品(食糧)生産は増加しないか減少するので必需品価格を上昇させ、独立労働者の生活水準を低下させる (p. 86)。以上の2つの効果の結果、救貧法はそれが救済するはずの貧困を減少させるのではなく、逆に増加させるという結果をもたらす (p. 83)。

このような分析からマルサスは、社会における貧困ないし困窮は、人口の原理という自然の法則にその根本原因があり、自然の法則をなくすことができない以上、貧困を完全に解消することは不可能であるとする (p. 95)。その結果彼が示した貧困問題への対策は、貧困解消ではなく貧困の減少を目指したものであった。まず第1には、現行救貧法と居住法を廃止すること

19) 『人口論』の副題は、主要テーマの変化を反映して変更された。すなわち、初版では *An Essay on the Principle of Population, as it affects the future improvement of society, with remarks on the speculations of Mr. Godwin, M. Condorcet, and other writers* であったものが、第2版以降では *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an inquiry into our Prospects respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions* となった。

を主張する (pp. 95 6)。第2には、農業生産の促進であり、そのために新しい農地の開発や新しい農業技術の発見に対して報奨金を与えるということであった (pp. 96 7)。この提案の背景には、農業主義ともいべき考え方があった。すなわち、人々の幸福の2大要素は健康と食糧にあり (p. 304)、農業の発展のみが労働者の幸福の増大に貢献するのであって、製造業は不健康でかつその生産物に対する需要が不安定で雇用も不安定であり、その発展は労働者の幸福を増大させない、という考え方があった (pp. 320 1)。さらに『人口論』初版のマルサスには、労働者を雇用する労働維持ファンドは食糧生産から地主と資本家の消費を除いた部分からなるという、賃金基金説的な考え方もあった (pp. 205 6)²⁰⁾。こうした考え方から、初版のマルサスには、農業を重視し製造業を軽視する極端な農業主義があったのである。このような農業主義は、『人口論』第4版 (1807) に至るまで、ほとんど変ることなく維持された²¹⁾。第3にマルサスは、極度で一時的な貧困の救済のために、教区ではなくより大きな州 (county) 単位のワークハウスの設置を提案した。その際、必要な税は国単位で徴収し、州のワークハウスでは、人々は一時的に極度の貧困に陥った場合には救済を受けることができるが、その待遇はそれほど寛大であってはならず、労働能力のある者は、何らかの労働をしなければならない、とした (pp. 97 8)。

つまり『人口論』初版ではマルサスは、公的な救貧の完全な撤廃を主張しなかったのである。その背景には、私的慈善は支配従属関係を生むとみる否定的な見方があった (pp. 291 2)。その農業主義から、農産物 (食糧) の輸入が貧困軽減に役立つと考えたと思われるかもしれないが、マルサスは食糧輸入による貧困軽減の可能性を否定する。当時の運輸事情を考えた場合、オランダなどと異なりイギリスのような国では内陸にまで大量の穀物を質の劣化を伴うことなく運ぶことは不可能であると考えられたからである (pp. 311 2)。また移民 (emigration) についても、初版のマルサスは貧困軽減策としては否定的であった。それは、移民が移民者の大きな苦難を伴うものであると見たからである (p. 24)。

以上のようにマルサスが『人口論』初版で示した貧困と貧困救済とくに救貧法についての考えは、基本的には『人口論』のその後の版でも維持されたとみてよいであろう。しかし状況の変化に従って若干の変化を見せたことも、また確かである。以下その後の諸版でマルサスが示した考え方の変化あるいは新たな認識の追加についてまとめておこう。

『人口論』第2版 (1803) において、まず人口論との関連で、現実に人口を制限する現象として悪徳と困窮に加えて、あらたに道徳的抑制 (moral restraint) を導入した。道徳的抑制とは、人々が家族を将来養えなくなることを考慮して結婚を延期したり回避したりするけれども、悪徳に走らないで生活することを意味する (1803, p. 11)。初版の『人口論』が、人口

20) マルサスは地主に言及しているだけであるが、当然資本家の消費も差し引く必要がある。

21) マルサスの農業主義については、渡会 (1997) および (1998) を参照。

の制限には必ず悪徳が伴うとしていたのを、人間は理性をもっているというゴドウィンの批判に対して一部譲歩したものと見える。ただし、マルサスは道徳的抑制は私有財産制の下でのみ作用するとしているので、ゴドウィンの平等社会の構想への批判を撤回したわけではない (p. 385)。人口論の観点から見た場合、道徳的抑制の導入は、それほど大きな意味を持っていない。なぜならばそれは、予防的制限のなかに含まれると考えられるからである。しかし貧困問題との関連では、道徳的抑制の導入は、大きな変化を意味する。マルサスは、貧困の軽減策として長期的に唯一有効なのは、道徳的抑制の労働者階級の間への普及であると考えたのである (pp. 504-10)。道徳的抑制が労働者間に普及すれば、労働者は人口増加を抑制し、その結果賃金率が上昇し労働者の一般的な生活水準が向上することで、貧困と困窮が軽減されると考えるのである。

第2版では道徳的抑制の普及を長期的に有効な唯一の対策とし、同時に公的救貧の完全な撤廃を主張し、そのための具体的な最初の一步として、一定期間後に生まれる子供に対する公的な救済の廃止を提案する。すなわち、「この [救貧法廃止] の目的のためにある規則を作り、その法律の制定の日付から1年を経過して以後の結婚から生まれるいかなる子供も、また同じ日付から2年経過後に生まれるいかなる私生児も、教区の扶助を受ける資格を持たないと宣言することを提案したい。」(p. 538)そしてこの法律の趣旨を周知徹底させるために、聖職者が結婚の儀式に当たって両当事者に対して、子供の扶養の義務が両親にあることを説くとともに、この法律について説明すべきことを強調する (p. 538)。ただしこうしたことがなされたとしても、両親が子供を扶養しえないというケースはありうる。その場合についてマルサスは、子供の扶養は私的慈善によるべきであるとする。しかしこの場合も、私的慈善は人口増加を刺激するようなものであってはならない (p. 564)。

以上のような手続きをとることでマルサスは、初版の州のワークハウスの構想を捨て、公的な救済を完全に廃止することを主張する。公的な救済の完全な廃止によって労働者の自立心が向上することを期待したのである。しかし、労働能力のない人々、例えば孤児、病人、身体障害者、老人などの困窮がなくなるわけではない。これらの救済は、私的慈善によるということになる。また労働の能力があるひとでも困窮に陥る場合がある。この場合は、慈善は差別的であるべきであり、勤勉でまじめなひとで予測不可能で努力しても避けられないような苦難に巻き込まれて困窮に陥った貧困者は慈善の優先的な対象とし、怠惰で思慮のないことによる貧困者は救済の価値はなく、救済するとしても最後にすべきで、その条件も厳しくする必要があるという (p. 565)。

マルサスによれば、政府は直接貧困を軽減することはできない。しかし、道徳的抑制の労働者間への普及には貢献することができる。第2版においてマルサスが強調したのは教育の効果である。教育は他者に損害を与えずに利益を享受でき、1人を引き上げることが他の人々の向上にもつながるというすぐれた特性を持っているとする (p. 588)。マルサスはスコッ

トランドの経験を引き合いに出し、教育は人々が将来に配慮するようにさせ、慎重さを身につけさせる効果を持ち、道徳的抑制を労働者間に普及させるのに役立つと考える。

第3版(1806)では、教育に加えて、政府が道徳的抑制の普及に貢献できることとして、第1に私有財産権の保障、第2には労働者をより上層の人々と平等に扱う平等な法律の制定、第3には(普通選挙までは考えなかったが)労働者階級のある程度の政治への参加の実現を、道徳的抑制の普及に役立つものとしてあげている(1806, vol. 2, pp. 388-90)。所有権の保障は、慎重な習慣の形成を促し、平等な法律と政治への参加は両者相まって労働者が自尊心と自信をもつことにつながると考えるのである。そして代議制は労働者に上層階級からのより平等で寛大な取り扱いを受けることを可能にし、それが所有権と結びついて労働者により大きな自尊心を持たせ、地位の低下を恐れるようにさせるので、勤労を刺激するとともに慎重な習慣を身につけるように導くであろう、というのである(p. 390)。

『人口論』第3版の翌年に出された第4版(1807)では、ほとんど変化はない。しかし、第4版から約10年後に出された『人口論』第5版(1817)では、大きな変化があった。1つは、それまでの農業を過度に重視し製造業は労働者の幸福に貢献しないとする見方から、製造業も労働者階級の幸福にとって必要であり(1817, vol. 3, pp. 10-11)、農業と製造業が適度なバランス(約半々)を保った経済が労働者階級の幸福をもっともよく増進する、という考えに転換したことである(vol. 2, pp. 420-1)²²⁾。この転換の背景には、産業革命の進展により、製造品が労働者階級の必需品にはいってくるようになったことが考えられる。労働組合に関しては、道徳的抑制と同じ効果を持つと考えられるかもしれないが、マルサスは労働組合の労働者一般の生活水準を向上させる効果を否定する(pp. 370-1)。上で見たようにマルサスは賃金基金説的な考えをもっており、所与の時点では労働者の雇用に当てられうる労働維持ファンドは与えられており、労働組合に加入している労働者たちの賃金が上昇すれば、他の労働者たちの賃金率が低下するか雇用が減少せざるをえない。

第5版ではまた、一般的供給過剰すなわちすべての生産物の供給過剰が同時に起こるというアイデアをはじめて公に提示した²³⁾。そしてそのアイデアに基づいて、一般的供給過剰のもとで失業が発生した場合に、失業つまり短期的な貧困への対策として公共事業への失業労働者の雇用を勧告している(pp. 357-8)。一般的供給過剰を説明する理論の展開は、1820年に出版される『経済学原理』²⁴⁾においてである。そのアイデアの基本的な点はスミスの意味での不生産的労働者と生産的労働者を考え、資本家と地主が急激に貯蓄を増加し投資を増加した場合(貯蓄はすべて投資されるとする)、不生産的労働者から生産的労働者への転化が生じ、一

22) マルサスの農工併存主義についてより詳しくは渡会(1997)を参照。マルサスが農業保護の考えを撤回しなかったことについては、羽鳥(2007)が説得的に論じている。

23) 私的にはすでに1814年から、リカードウへの書簡の中で一般的供給過剰の可能性を主張していた。

24) Malthus (1820).

方ですべての生産物の生産が増加するのに対して、それらに対する支出すなわち購買は変化しないので、生産費に対する価格の低下（マルサスはこれを有効需要 *effectual demand* あるいは *effective demand* の減少とよぶ）すなわち利潤率の低下がおり、生産が停滞し失業が発生する、というものである。この意味での失業への対策は、不生産的労働者の割合を回復することであり、公共事業への失業者の雇用はこの割合の回復に役立つと考えられたのである²⁵⁾。また第5版では、従来否定的であった移民を失業対策として、条件付きながら肯定するようになったことがある（pp. 303-5）。

以上がマルサスの貧困と救貧についての考えの概略の説明である。『人口論』の最終版である第6版は1826年に出版されたが、貧困と救貧についての考え方は、第5版と同じであるといっていよい。マルサスが救貧法廃止の主張を次第に弱め、最終的には救貧法廃止論を放棄するに至ったという主張がある²⁶⁾が、この点については後に触れる。

2.2 リカードの救貧法批判

リカードの主たる関心が経済全体の発展にあったのは事実であるが、同時にリカードが困窮の問題にも重大な関心を抱いていたことは強調されるべきであろう。困窮の問題について、確かにリカードは『経済学および課税の原理』（1817）において多くは論じていない。しかし、貯蓄銀行をめぐる H. トラウ（Hutches Trower）²⁷⁾ との書簡における論争では、かなり詳しくかつ具体的な議論をしている²⁸⁾。

リカードは『原理』において、労働者の一般的境遇の改善策として、マルサスとは異なって国際分業にもとづく経済発展を追求した。すなわち工業製品の輸出、食糧輸入の自由化による経済発展を主張したのである。リカードがその『原理』で展開した理論モデルによれば、外国から低価格の穀物（食糧）を輸入すれば穀物価格が低下し貨幣賃金率が低下する、貨幣賃金率が低下すれば利潤率が上昇し、経済成長率が上昇し、労働雇用も増加する。この過程で貨幣賃金率は低下するけれども、実質賃金率は上昇すると考えられた。なぜなら、貨幣賃金率の低下により利潤率が上昇し労働需要の増加率が上昇するが、実質賃金率はこの労働需要の増加率に応じて労働力供給が増加するように調整される、つまりそれにあわせて上昇するとリカードは考えていたからである²⁹⁾。これは、アダム・スミスの考えであり、それをリカードは

25) マルサスの一般的供給過剰の理論とその非ケインズ的な性格については、詳しくは渡会（1988）を参照。

26) 例えば、Waterman（1991）、（2002）。

27) Hutches Trower（1777-1833）。証券業者でリカードの友人（、スラッフアの解説、pp. xxiii-xxiv）。

28) リカードとトラウの貯蓄銀行をめぐる論争について、詳しくは渡会（2000）を参照。

29) リカードの賃金についての考えについては渡会（1983）を参照。

受容していたのである。実質賃金は労働需要の増加率に応じて労働力供給の増加が生ずるよう
に決定され、そのときの必需品の価格の下でその実質賃金が実現するように貨幣賃金率が
決定されるというものである。賃金率の決定がこのようであるとすれば、何らかの障害がなけ
れば、経済成長率が正で労働需要増加率が正であるかぎり実質賃金は生存水準よりも高くな
るであろう。

「公正で自由な競争」(fair and free competition) (I, p.105) が行われている場合賃金率
の決定は以上のようなものであるが、人為的な法律の介入がある場合、賃金率決定の原理は攪乱され
る。人為的な法律としては、救貧法、穀物法、団結禁止法などが考えられる。救貧法は、次の
ように作用するとみる。すなわち、救貧税は利潤を生む有形資産の使用者にかけり利潤にもか
かるので³⁰⁾、救貧税を引いた後の純利潤率を引き下げ、資本蓄積率を引き下げ、労働需要増加
率を低下させ実質賃金を低下させる。その結果、労働者一般の生活水準は低下し、困窮が増
大する。リカードウはまた救貧法の人口への作用についてのマルサスの考えを基本的に受け入
れ、救貧法は予防的制限の作用を弱め人口増加を促進し、労働力供給を増加させるので、同じ
労働需要増加率に対して実質賃金を低下させる。したがって、救貧税により利潤率を低下さ
せる作用と予防的制限を弱め人口増加を促進する作用があいまって、救貧法は労働者一般の状
態を悪化させ、困窮を増大させると考えたのである (pp.105-6)。

以上のようにリカードウは、救貧法は貧困や困窮を減少させるのではなく、逆に増加させて
しまうとみる。救貧法は利潤率を引き下げ人口を増加させることにより貧困と困窮を増加させ、
それがさらに救貧税を増加させ、そしてそれがさらに利潤率の低下・人口増加をもたらす貧困
・困窮を増加させるというように、累積的に作用する。こうした救貧法の作用の分析からリカ
ードウは、マルサスよりも強い懸念を救貧法に対して抱いた。すなわち、救貧税はやがて社会
の剰余をすべて吸収し尽くしてしまうであろうという危惧を表明し、救貧法の廃止を主張した
のである。「現在の法律が効力を持ち続ける場合、まったく事物の自然な成り行きとして、貧
民の維持のためのファンドが次第に増加し、そして最終的には国のすべての純収入を吸収して
しまうか、あるいは少なくとも決して減少することのない公共支出の必要を満たした後国がわ
れわれに残すすべての純収入を吸収してしまうであろう。」(p.106) 救貧法の本来の作用はこ
のようなものであるとリカードウは見えており、貧困を増加させる救貧法の作用は万有引力の法
則よりも確実であるとまで述べている (p.108)。しかし現実にはすべての純収入が救貧税に
よって吸収されてしまっているということはない。それは、教区という小さな行政単位で救貧
が行われていて、救貧税の使われ方が人々の目に見えるようになっているからだとしてリカ
ードウは考える (pp.107-8)。

30) 救貧税の課税については、リカードウ『原理』第18章、大沢真理 (1986) pp.28-30。また救貧税の
転嫁に関しては吉尾清 (2008) 第3章が詳しい。

リカードは、救貧法の廃止の必要性について強い確信を抱いた。しかし同時に、救貧法はすでに長期にわたって存在し、人々の慣習、思考のなかに深く根付いてしまっており、急に廃止することは大きな混乱をもたらすので不可能であり、その廃止は慎重に、そして漸進的に行われなければならないとも考えた (pp. 106-7)。そのためにまず労働者に自立、慎重、先見の価値を教え、「より健全な状態」(a sounder and more healthful state) に近づけるようにすべきだとする (p. 107)。そしてリカードは、救貧法の適用範囲を次第に限定していくことを考えた (p. 107)。またリカードは労働組合の労働者の境遇を改善する効果をもとめ、労働組合に対して肯定的であり、法律による労働市場の「公正で自由な競争」の確立の必要性を主張した点でも、マルサスと異なっていた。労働組合は同じ労働需要増加率に対してそれに応じた労働力増加率を実現する実質賃金率をより高くする。リカードは、労働組合を市場における「公正で自由な競争」に対する障害とはみなさなかつたのである³¹⁾。

貯蓄銀行をめぐる：

リカードは救貧法の廃止の必要性を強く主張する一方で、私的慈善活動に積極的に取り組んだ。しかしそれは、単に貧困者に物的あるいは金銭的な援助をするというのではなく、リカードの考え方を反映し、労働者の自立をたすけ促す活動に従事した。それは、1つには貧民の子弟のための学校の設立と運営を行ったことであるが、もう1つは労働者の日常生活状態を改善するのに役立つと考えた貯蓄銀行 (savings banks) の設立と運営である。後者は、金融の専門家であるリカードにとって、いわば専門的な活動領域であり、積極的に取り組んだのである³²⁾。友愛組合 (friendly societies) が18世紀後半より設立され普及していた³³⁾が、それは互助的な保険機関と見るべきもので、労働者の日常生活の改善には役立たないし、またその運営には問題があり、リカードはあまり評価していなかったと思われる³⁴⁾。

貯蓄銀行は庶民の少額預金を預かり運用し利子を付けて返すということをする、篤志家によって慈善活動として設立・運営された下層民のための金融機関で、1810年代に最初にスコットランドで設立され、その後イングランドへも広がったのである³⁵⁾。スコットランドで最初に貯

31) , p. 316, Ricardo to McCulloch, 4 December 1820.

32) 渡会 (2000) を除いてリカードと貯蓄銀行の関わりについての研究はほとんどなく、唯一 Henderson (1984) があるだけである。ただ、Henderson はリカードとトラウの書簡での貯蓄銀行をめぐる論争については、簡単にふれているだけである。

33) 友愛組合 (friendly societies) については、Gosden (1961) を参照。

34) 貯蓄銀行が深刻な問題のある友愛組合に次第に取って代わるであろうというトラウの意見に対して、リカードは反対をせず、トラウの貯蓄銀行の評価に賛成している。Trower to Ricardo, 19 January 1816および Ricardo to Trower, 4 February 1816を参照 (, pp. 11-3, 15-8)。

35) 最初の貯蓄銀行は、1810年に Henry Duncan によってスコットランドの小さな教区であるラスウェル Ruthwell に設立された。渡会 (2000) 参照。

蓄銀行が設立された理由は、スコットランドには3つの勅許銀行 (Royal Bank, Bank of Scotland, British Linen Company) があり、これらの銀行が貯蓄銀行の預金を預かりかなり有利な利子率をつけ元本保証を与えたので、貯蓄銀行にとっては安全な運用先を確保できたからである。イングランドではこのような銀行は存在しなかったため、貯蓄銀行の預金を国債に投資して運用し、損失のリスクは預金者が負うという方式の貯蓄銀行が普及した³⁶⁾。当時のイギリスにおいては、庶民の少額預金を預かってくれる銀行は存在せず、住居の貧弱性から庶民は貯蓄をしてもその安全が確保できないので、使ってしまうという状況にあった。しかし貯蓄ができれば、例えば家具を買うことができ、家具なしの安い家賃の部屋を借りることができるから、生活ははるかに改善するであろう³⁷⁾。リカードウは、貯蓄銀行の設立の過程で、友人のトラワと貯蓄銀行、貧困、救貧法をめぐって論争を展開した。これからわれわれは、貧困と救貧に関するリカードウの思想をより詳しくかつ具体的に知ることができる。

まず貯蓄銀行に関して、トラワが貯蓄銀行は貧民の生活状態とモラルの両方を改善し、救貧税の負担を軽減するのに役立つだろうという見解を述べる (, p. 12)³⁸⁾ のに対し、リカードウはこの見解に同意し、貯蓄銀行は貧民に節約心と将来への配慮を身につけさせ、困窮の大きな原因である過剰人口への傾向を阻止するであろうという (p. 26)³⁹⁾。そしてこのことが救貧法の廃止という目標への到達を促進すると考える。リカードウは救貧法の廃止は漸進的でなければならないと考えていたが、ここでは救貧をまずそれを絶対的に必要とする人々に限定する、そしてその場合にもできるだけ厳しい条件で救済することにし、最終的に完全に廃止するという考えを述べる (pp. 124-5)⁴⁰⁾。より具体的には、高齢者、病人そしてある条件の下では子供だけを救済するように救貧法を改正すべきであると述べる (p. 248)⁴¹⁾。労働者は製造品に対する需要の変動から苦難にさらされることがあるが、それには自分自身で備えておかなければならないと考える (p. 248)⁴²⁾。

貯蓄銀行は労働者が節約心をもち自分自身で将来起こりうる苦難に備えるという考え方をもちょうようにさせるのに確かに有効であり、救貧法の廃止の方向に向けて進むのに有益であるとリカードウは考えるけれども、貯蓄銀行が普及するにしたがって投機的な商人等により利益目的で設立され、詐欺的なことが行われる危険性があるということに警告を発する。そうした危険を避けるためには、貧民が彼らの預金の運用を監視できるようにする必要があることを指摘す

36) こうした方式の最初の貯蓄銀行は H. Forbes によって1814年にパースに設立された。渡会 (2000) 参照。

37) この例については渡会 (2000) 附録1を参照。

38) Trower to Ricardo, 19 January 1816.

39) Ricardo to Trower, 9 March 1816.

40) Ricardo to Trower, 27 January 1817.

41) Ricardo to Trower, 26 January 1818.

42) Ricardo to Trower, 26 January 1818.

る。預金者は貯蓄銀行を設立する人物の資産状況や信用性について知ることができないので、監視機能は法律によって規定されなければならないという。さもないと、預金の運用者の倒産という詐欺的な行為が行われる危険性があるからである (p. 16)⁴³⁾。こうしたリカードの考えに対してトラワは逆に、預金の運用が預金者には不可能であるからこそ、それを専門家に委託するのであるから、専門的知識をもたない預金者は運用には一切干渉すべきではないという (p. 33)⁴⁴⁾。

両者の中で最も大きな論争点になったのは、貯蓄銀行に一定額以上の貯金をもつ者を救貧法による救済対象から排除するか否かの問題であった。ローズ法案には、貯蓄銀行に30ポンドまでの貯金をもつ者も救貧対象から排除されないという条項（これを非排除条項と呼ぶことにする）があった⁴⁵⁾。トラワは、この条項があることによって人々は万が一救済を受けなければならないような状況に陥っても救済が受けられるからこそ安心して預金者になることができるので、非排除条項があることが貯蓄銀行の成功のためには絶対に必要であるという見解であった (pp. 63-4)⁴⁶⁾。これに対しリカードは、非排除条項があると人々の自立の精神や慎慮の形成が妨げられ、人口増加の傾向は抑制されず、救貧法の廃止はさらに遅れることになるとして、その条項を除去することこそが貯蓄銀行の成功と救貧法の廃止に必要な点と見たのである (p. 125)⁴⁷⁾。両者はともに救貧法を廃止することが必要だと考えていたが、廃止への過程について考えが異なったのである。すなわち、トラワは貯蓄銀行の成功のためにはその条項が不可欠で、貯蓄銀行の成功が人々の生活状態とモラルの改善をもたらす、救貧法の廃止が可能になると考えた。リカードは、人々が自立の精神と慎重の習慣を身につけることが貯蓄銀行の成功に必要で、その条項があるとそうした精神の形成は妨げられ、貯蓄への誘因も形成されず貯蓄銀行そのものも成功しないし、したがって救貧法の廃止も遠のいてしまうと考えたのである。ここには、ひとは必要に迫られ経験してはじめて学ぶ、というリカードの人間観があった⁴⁸⁾。

上の条項に関連して、貯蓄銀行の預金者となるのは誰か、という問題が争点になった。現行救貧法の下で貯蓄銀行の預金者になれるのは独身労働者であるという点は、両者とも認めたのである。リカードの認識では、救貧法には実質賃金率を独身労働者の生存水準にまで低下さ

43) Ricardo to Trower, 4 February 1816.

44) Trower to Ricardo, 24 May 1816.

45) ローズ法案は、G. ローズ (George Rose) によって1816年4月に議会で提出された。その中身については、Poynter (1969) p. 293を参照。

46) Trower to Ricardo, 20 August 1816.

47) Ricardo to Trower, 27 January 1817.

48) , pp. 133-4, Ricardo to Trower, 24 February 1817. 同じ人間観は、議会改革においてもみられる。J. Mill が労働者には教育によって意識改革をした上で選挙権を与えるべきとしたのに対してリカードは、教育の必要はなくまず選挙権を与えることで経験し意識も向上すると主張した。Cf. Stimson & Milgate (1991).

せる傾向があるけれども、現行救貧法の作用は不完全で、現行救貧法の下での賃金は家族をもつ労働者の生存水準にあり、同じ賃金で独身労働者のみが貯蓄する余裕があるが、実際にはそれが浪費されてしまっている。したがって貯蓄銀行の成功のためには、独身労働者をいかに貯蓄するように導くかであった (pp. 133-4)⁴⁹⁾。リカードウの考えは、救貧法の適用範囲を絶対的な必要の場合に限定し、独身労働者が自立心を持たざるをえないようにするというものであった。また救貧法の適用範囲を制限することによって実質賃金率が上昇していき、やがては既婚労働者も貯蓄する余裕を持てるようになって考えていた (p. 134)⁵⁰⁾。リカードウは、救貧法などのない「真によい制度」(a really good system)の下では、既婚労働者にとっても貯蓄ができるような賃金水準になると述べている (p. 248)⁵¹⁾。すでに見たように、リカードウは救貧法などが存在しないという想定の下で理論を展開した。その抽象的な理論モデルでは定常状態以前では実質賃金率は生存水準を上回っていると考えていたが、そのより具体的な意味は既婚労働者も貯蓄する余裕が持てるような賃金水準になるということであったと理解できる⁵²⁾。

最後にローズ法案が固定利子率と元本の保証を与えている点について、リカードウの見解を見ておこう。トラウは基本的にこの条項を支持していた。なぜなら、そのような保証によって貯蓄銀行の下層の人々への影響がさらに大きくなるとみたからである。しかし貯蓄銀行自体がそうした保証を与えることは困難であるから、政府が与えることが望ましいと考えたのである (p. 152)⁵³⁾。しかしリカードウはこのような保証は重大な帰結をもたらす可能性があるという危惧を示す。すなわち法案では貯蓄銀行の預金はイングランド銀行の減債基金委員会が国債に換えて預かり固定金利と元本を保証するということを規定しているが、保証された固定金利が市場利子率よりも高い場合、イングランド銀行の減債基金委員会に預けられた預金額が大きくなれば、政府の財政負担も大きくなる。また引き出されるときに国債価格が預け入れられたときの国債価格を下回るならば、そして預け入れられた預金額が大きい場合、その差額を埋めるために生ずる政府の財政負担は膨大になる可能性がある。そしてリカードウは、そうしたことが国家的な危機の場合、例えば戦争などの場合に起こったならば、財政操作が不可能になってしまうおそれがあるという。貯蓄銀行に対してそこまでの優遇を与える必要はなく、預金者にとって重要なのは預金の安全であるから、1人当たりの預金額に上限(例えば50ポンド)を設けた上で元本保証を与えるようにすべきであるとする。リカードウの見方では、貯蓄銀行の預金者にとって金利の高低は重要ではなく、重要なのは預金の安全である (p. 154)⁵⁴⁾。

49) Ricardo to Trower, 24 February 1917.

50) Ricardo to Trower, 24 February 1817.

51) Ricardo to Trower, 26 January 1818.

52) このようなリカードウの理論の解釈は、伝統的な生存賃金モデルとは異なっている。上のような解釈に基づくリカードウの理論モデルについては渡会(1983)を参照。

53) Trower to Ricardo, 7 May 1817.

54) Ricardo to Trower, 9 May 1817.

ローズ法案が、1人当たりの預金額に制限を設けることなく固定金利と元本保証を与える条項を含んだまま議会を通過したことに、リカードは非常に驚いた。リカードが危惧したのは、預金額が増大していったときに国家の財政負担が膨大になるということであった。ローズ法案が保証した金利は100ポンド当たり4ポンド11シリング3ペンスであったのに対し、市場金利は3ポンド15シリングであった。もし国債価格が低下すれば、実質の金利はさらに高くなる。ローズ法案は1817年7月に議会を通過し法律となった。その通過後多くの貯蓄銀行が設立された⁵⁵⁾。そして貯蓄銀行への預金額も急激に増加し、リカードの危惧は現実のものとなったのである。1828年にJ. ヒューム (Joseph Hume)⁵⁶⁾ は、貯蓄銀行に支払われている超過利子 (国庫の負担) は年40,000から50,000ポンドに達すると指摘したが、実際にはこれよりもっと大きく、年当たり67,000ポンドに達したと思われる。こうした国庫負担の増加を背景として、預金者1人当たりの年間預金額と総預金額に制限が設けられたのである (H. Horne, pp. 100-4)。

労働能力がありながら労働を忌避する者の救済についてリカードは否定的で、その救済をなくすことで労働し自立する方向に導くべきだと考えた。リカードは、経済学者として経済全体のことを視野に入れ、救貧法が累積的に貧困の増加、救貧税の増加をもたらすことを経済的分析によって明らかにし、貧困を軽減し最終的には救貧法を廃止するための有力な手段としての貯蓄銀行の現実的存続の可能性を追求したといえよう。その際リカードが重視したのは、労働者の自立であった。リカードは『原理』第3版 (1821) において機械の導入による労働者個人の責任を超える失業の可能性を認めたが、このことが彼の困窮救済の考え方にどのような影響を与えたかは不明である。

3 救貧法擁護論 - ペイリー、コプルストン

19世紀初頭の救貧法廃止論の高まりにたいして、根強い救貧法擁護論が存在した。なかでも神学者であった W. ペイリーは、私的慈善と公的救済の両方を含めた困窮救済の哲学的根拠を神学にもとづいて検討し、救貧法を擁護する最も体系的な見解を示した。ペイリーの著書は大学でひろくテキストブックとして用いられ、支配階層 (地主層) に大きな影響を及ぼした点で重要である。コプルストンは、ペイリーと同じく聖職者であったが、神学ではなく経済的分析に基づいて救貧法を擁護した点が重要である。

55) 1817年に設立された貯蓄銀行が57であったのに対し、1818年には119の貯蓄銀行が設立された。Cf. Horne (H. O.) (1947) pp. 80-1.

56) Joseph Hume (1777-1855). 哲学的急進主義者、リカードの友人。下院議員でとくに通貨・金融問題に取り組んだ。

3.1 ペイリーによる救貧法擁護の哲学的基礎

ペイリーの救貧の哲学的根拠についての検討は、*The Principles of Moral and Political Philosophy* (1st ed., 1785) において行われている。(ここでは第4版, 1787年をもちいる) ペイリーの議論の根本にあるのは、神の意思である。

神の意思は、すべての人間(彼の被造物)の生存と幸福であるという(vol. 1, p. 65)。そしてひとは神の意志に従わなければならない(p. 60)。したがって、すべての人間の生存と幸福に貢献することが、われわれの道徳的義務である。生存の意味は明らかであるとして、ここでペイリーのいう幸福は、感覚の喜び、苦痛や労働からの解放、地位や身分の高さのいずれからなるのではなく(pp. 22-30)、幸福は社会的愛着、目標に向かっての努力、賢明な習慣、そして健康からなるという(pp. 32-40)。つまり、ペイリーのいう幸福は物質的な意味で満たされ贅沢ができる状態ではなく、また労働をしなくても生活できる状態でもない。むしろ愛情の対象をもち(具体的には家族や仲間がいるということ)何らかの不足するものがありそれを得るために努力する(つまり働く)必要があり、かつ心身ともに健康でそうした努力ができる状態を意味しているといつてよいであろう。したがってペイリーによれば、労働しなければ生活できず、また労働して家族とともに生活できる労働者は幸福な状態にあるということになるだろう⁵⁷⁾。道徳的義務とは、神の命令を意識しそれに従う必要があると感じることである(pp. 57-60)。

ペイリーは、社会の階層構造を前提とし、慈善とは「目下の者の幸福を増進すること」と定義する(p. 231)。公的な救貧も、この意味での慈善に含まれる。神の意思は、すべての人々の生存の保障と幸福の増大である。ひとは神の意志に従う義務がある。したがって経済的に余裕のある人(つまり目下の者をもつひと)は、慈善を行う義務がある(つまり道徳的義務であり、神の命令を意識しわれわれはそれをしなければならないと感ずる)。貧民に救済を与える義務について、ペイリーは次のように述べる。すなわち、「[慈善を行う]最終的な理由は、貧窮に陥った人々に、仲間の被造物への同情心から、財産の配分のあらゆるルールの下でおおくの人々がさらされると神が予測した不平等と困窮への救済を与えることである。」(pp. 245-6) 以上のように、ペイリーは慈善の哲学的根拠を与える。

他方でペイリーは、貧民には救済を受ける権利があるという。ペイリーによれば、権利(right)とは、正しいことである。正しいとは、神の意思と整合的であることを意味する(pp. 82-4)。したがって、例えば、ある人がある土地に対して権利を持つとは、その人がその土地を所有することが神の意思と整合的であることを意味する。私有財産権は、大地の生産物を増加させ、大地の生産物を保存し、争いを防ぎ、交換を可能にし、交換は分業を可能にし発

57) このような考え方に立ってペイリーは、労働者は金持ちや上層の人々と比べてより幸福な状態にあるということを労働者にあてた公開書簡で訴えている(Paley 1783)。これに対しては、1労働者と称する人物からの反論がある(Anonymous 1787)。

達させる。分業の発達には、さらに富の生産を増加させる。したがって、私有財産は、すべてのひとの生存を保障し幸福を増大させるという神の意思と整合的であるということになる (pp. 107-10)。この神の意思と整合的であるという条件の下に、私有財産権は承認されたとペイリーはいう (pp. 246-7)。私有財産権は現実には地上の法 (実定法) によって確立されるが、この私有財産を規定する法律は神の意思と整合的である。「大地の生産物が人間の利用に当てられるというのが、神の意図である。財産権を確立することなしには、この意図は満たされない。それゆえ、財産権が確立されることは、彼の意思と整合的である。その分割の規制を国の法律に任せることなしに、土地は財産に分割されえない。それゆえ、法律がその分割を規制することは、同じ意思と整合的である。したがって、こうした規制が私に割り当てる分け前を私が所有することは、『神の意思と整合的である、あるいは正しい』」 (pp. 118-9) そして私有財産には格差を生むという欠点はあるけれども、全体としてみればそれがもたらす利益のほうがまさっているとペイリーは考える。例えば、私有財産権があるからこそわれわれは自分の労働の成果を自分のものとして確保できるので、勤労が刺激されるのである (p. 110)。

権利はさまざまに分類されるが、その1つは完全な (perfect) 権利と不完全な (imperfect) 権利への分類である (p. 85)。完全な権利とは、何らかの力によって保障される権利である。市民社会ではそれは法律によって、すなわち国家の権力によって保障される権利である。例としては、自分の生命・身体への権利、家や土地の権利などである。不完全な権利は、したがって、何らかの力によって保障されない権利であって、市民社会の場合国家権力によって保障されない権利である。その例としては、選挙で選ばれる権利、貧民の救済への権利があげられる (pp. 88-93)。つまりペイリーが貧民は救済を受ける権利があるというときその意味は、貧民は救済を受ける不完全な権利を持っているということである。すなわち、貧民は金持ちから救済を受ける権利を持っているが、その救済の方法、時期、額などは確定されない。もし国家の力によって救済を要求できるとすれば、これらは確定されなければならない。貧民がこれらを確定できるということは、私有財産をそうした要求にさらすことを意味し、私有財産は価値を失い私有財産であることをやめるであろう (pp. 88-93)。

もう1つの分類は、自然的 (natural) 権利と偶然的 (adventitious) 権利への分類である。自然的権利は、市民社会が確立する以前から存在する権利で、例えば自分の生命・身体への権利、個人的労働の生産物への権利、水・空気の利用の権利などがこの権利に属するという。偶然的権利は課税の権利など、市民社会の確立によって生じた権利である (pp. 85-7)。貧民の救済を受ける権利は、自然的権利の1つと考えてよいであろう。

ペイリーによれば、困窮は法律によって救済される必要がある。「金持ちは自分で自分の面倒を見ることができるといふ明らかな理由によって、貧民の世話はすべての法律の主要な目標でなければならない。労働能力のない者の救済、そして勤労貧民の保護と励ましのために、多くのことが、この国の法律によってなされてきたし、またより多くのことがなされるであろう。」

(p. 241) 救貧法による救済は、税の徴収を伴い、税の徴収は私有財産の侵害を意味する。しかし、この場合の私有財産の侵害は、神の意思によって正当化されるという。なぜなら、すべてのひとの生存の保障は神の意思であり、私有財産は神の意思と整合的であるという条件の下で、神によって承認されたからである。私有財産によって生ずる財産の不平等の結果、生存を脅かされるひとがいるとすれば、つまりこのような緊急事態の下にあるとすれば、その人の生存の保障は私有財産権に優先する。ひとの生存を脅かすまでの私有財産権は認められないのである。「この権利 [私有財産権] の基礎は、これであると思われる。すなわち、財産が最初に確立されたとき、この制度はいかなる者の破壊のためにも作用するように意図されなかったのである。それゆえ、そのような帰結が生じたとき、それに対するすべての配慮は乗り越えられる。」(p. 103) 逆に見ると、貧民は困窮に陥った場合、救済を受ける権利を持っているという。しかしこの権利は、上で見たように、ペイリーの言う不完全な権利であり、貧民の側から確定的な救済を要求することができるわけではない。

ペイリーは貧民が救済を受ける根拠について、もともと共有のファンドであったものを分割するに際して、生存を脅かされるひとが出た場合、救済が与えられることを条件に同意されたという1種の原始契約の存在を述べている。

「貧民は自然の法にもとづく要求権をもっている。これは次のように説明される。すべてのものが、もともとは共有であった。…人類がこの共有ファンドの分割に同意したことには、理由があった。神はこれらの理由によって、それを承認された。しかし、すべての者が生存に十分なもの、あるいはそれを獲得する手段を残されるという期待と条件の下に、この分割はなされ同意されたのである。生ずるであろうあらゆる事態と条件に対し救済を与えるような固定的な財産規制法を考えることはできない。これらの事態と困窮 [の救済] は、共有のストックに対する権利と分け前を放棄すること、あるいは取り去られることが同意されたとき、状況の必要と助力を与える方法についてよく知っている人々の自発的な助成に任されたのである。それゆえ、財産の分割が貧窮と困窮の諸要求に反して厳密に維持されるとき、それらをつくった人々、そして彼つまりあらゆるものの至高の所有者、そして彼が世界に送り出したすべての者の維持と慰安のために豊かで世界を満たしたひとの意図に反して維持されるのである。」(pp. 246-7)

重要な点は、ペイリーの考えでは救貧法による救済(公的救済)も慈善として認識されていたことである。そしてわれわれには慈善の義務がある。「助成の義務には、論争の余地はない。」(p. 247) ペイリーは困窮の基本的な原因を私有財産制による不平等の発生に求めたと思われる。私有財産制そのものは神の意思と整合的であるとしても、それが過度の不平等をもたらす生存を脅かされるひとが出る場合、生存を脅かされるひとは救済されなければならないと考えたのである。金銭を貧民に援助することは、怠惰と放浪を刺激するという考えに対してペイリーは、そうした批判が当てはまるのは無差別で賢明でない援助であるとして、貧民への差別的

な援助を肯定する。また、労働能力がありながら働こうとしない者について、それは犯罪と見なされ処罰の対象となるが、その場合の罰は怠惰な性格を矯正するようなものでなければならないとする (vol. 2, pp. 292-3)。

3.2 コプルトンの救貧法擁護論

コプルトンは1819年にピール宛の2つの公開書簡 (Copleston 1819a, 1819b) を書き、困窮の基本的原因を貨幣価値の急激な変動に求め、救貧法の必要性を擁護し、かつ救貧法の改革を主張した⁵⁸⁾。彼の議論は、神学的な議論ではなく経済的分析に基づくもので、マルサスやリカードの救貧法廃止の主張の根拠そのものを批判している点で重要であり、マルサス、リカードにかなりの影響を与えたと思われる⁵⁹⁾。これらの公開書簡の中でコプルトンは、特に貨幣価値の変動と困窮の関係、そして救貧法との関連を検討し、救貧法の必要性を主張した。

第1書簡：貨幣価値低下・貧困・救貧法

コプルトンは、貨幣価値の変化（特に貨幣価値の低下）の下層階級に対する抑圧的な影響の存在を主張し、貨幣価値の低下（物価の一般的上昇）が貧困（困窮）増大の主要な原因であり、エリザベス1世の時代における貨幣価値の低下のもとで救貧法は成立したとする。そして貨幣価値低下の下層階級に対する有害な影響のゆえに、貨幣価値の安定のために現金支払いの再開を主張する。貨幣は物の価値あるいは価格をはかり表す尺度である。物価が上昇したとき、コプルトンによれば、人々は貨幣の価値が変化したのではなくそれによってはかられる物の価値が上昇したと考える傾向がある。すなわち貨幣価値を固定的と見なす傾向が人々にはある (p. 23)。しかし実際には貨幣の価値はその需要に対する供給の増加によって低下しうる。貨幣の増加によって貨幣価値が低下したとき、物価は一般的に上昇し、貨幣賃金率もそれに合わせて最終的には調整される。しかし人々の貨幣価値を不変と見なす傾向のために貨幣価値低下の認識が遅れ、貨幣価値の低下への貨幣賃金率の調整が遅れ、下層階級に有害な効果をもたらされるとする (p. 25)。

貨幣価値の低下の影響に関して経済学者たちが与えた説明は、次のようなものであるという。すなわち、貨幣価値の低下に対してすべての物の価格およびすべての支払いは、自然に調整される。しかしその調整過程において、産業活動は活発化し、名目利潤の増加によって投資が増加し発展が促進される。この過程で唯一損害を被るのは、怠惰な貨幣の所有者だけである。コプルトンはこれを批判して、確かに貨幣所有者や年金生活者は損失を被るのであるが、それだけではないという。そしてこれに加えて、貨幣価値の低下に対する調整は一様で同時的だと

58) コプルトンのこの2つの書簡に対しては、Weyland (1819) の批判がある。

59) リカードが少なくとも第2書簡に関心を持ったことは確かで、第2書簡について丁寧な要約を作成している (Ricardo Papers, これは Ricardo 1932に収録されている)。

いうわけではないことを強調する (pp. 24 5)。

具体的に言えば、貨幣価値が低下するとき、一般的に価格が上昇し、新しい貨幣価値に対する調整が行われ、最終的には当初の相対価値が回復され、したがって貨幣賃金率も上昇するであろう。しかしすべての物の価格が一樣にそして同時に変化するわけではない。一般的に言えば、生活必需品の価格の調整は速く行われ (価格が上昇しても容易に需要を減らすことができない)、奢侈品の価格調整はおそい (奢侈品の購入は控えることができる)。また速く処分しなければならぬものほど調整が遅くなり、売のを控える (待つ) ことができるものほど価格の調整は速い。さらに買うだけで売のをもたないひとほど、不利な影響を被る (年金生活者など)。労働者は、この調整過程で高く買い、安く売ることを余儀なくされる。すなわち、労働者が買う生活必需品の価格は速やかに調整され上昇するが、彼は労働を売のを控えることができないので彼の労働の価格すなわち貨幣賃金率の調整は遅れるからである。このような事情に加えて、労働者たちの交渉相手である資本家は、非常に利にさとい人種なのである (pp. 29 30)。そしてコプルストンによれば、農業労働者は不利な影響を特に強く受ける。製造業労働者が有利な市場へ容易に移動できるのに対して、農業労働者は有利な市場へ容易に移動することができないからである (p. 35)。

コプルストンによれば、貨幣価値の低下のもとでの労働者の生活水準の低下は一時的なものではない。なぜならば、労働者たちは生活水準の低下のもとで次第により厳しい生活に慣れ、より劣った食物、衣服、住居に慣れていく。つまり生活習慣と思考が生活水準の低下にあわせて変化していくのである。以前に享受していた快適品は忘れられ、以前に必需品と見なされた物はもはや必需品と見なされず、低下した生活水準は長期的で不可逆的なものとなる (p. 31)。

救貧法の成立の歴史を見れば、救貧法は16世紀のエリザベス I 世の時代における貨幣価値低下 (南アメリカの鉱山の発見による貴金属供給の増加による) のもとでの困窮の増加を背景として成立した (pp. 32 3)。コプルストンによれば、南アメリカ鉱山の発見による物価の上昇によって、労働者の生活水準は歴史上他に類を見ないほど悪化した (p. 33)。18世紀なかばから19世紀初頭にかけての状況は16世紀の状況と似ているという (p. 17)。18世紀以来銀行および兌換銀行券の普及と信用の発展があったが、これは貨幣供給量の増加と同じ意味を持つ (pp. 17 9)。これによって貴金属貨幣に対する需要は減少し、兌換制のもとでその価値の低下があった (これを貨幣価値の自然的低下と考える) (p. 37)。これに加えて、1797年以来の現金支払い停止のもとでの不換紙幣発行の増加による貨幣価値の低下 (これは人為的低下である) が重なり、労働者階級の困窮が増大したとする (pp. 21 2)。貨幣価値の自然的な低下は避けることはできない。しかしながら、これに人為的な低下を加えてはならないとコプルストンは考える。「もし貨幣の減価の帰結が以上のようなものであるとすれば、人為的な、余計な、そして恣意的で強制的な減価は、国に課されうる最悪のそして最も不公正な手段の1つである。」 (pp. 37 8) コプルストンによれば、貨幣価値の低下つまりインフレーションは労働者階級の

貧困の最も重要な原因である (p. 33)。

1797年の兌換停止以来イングランド銀行による過剰な不換紙幣発行によって生じた急速な貨幣価値の低下により、労働者階級の困窮が増大したと見る (p. 17)。このような状況においては、コプルストンによれば、救貧法は必要である。ただし、救貧法の運用の弛緩、つまり院外救済の増加、特に賃金の救貧税による補填を内容とするスピーナムランド制は、大きな害悪をもたらしていると考ええる。コプルストンは、法律に人間性を求めるのは誤りで、救貧法の運用は厳格に行われなければならないとする (p. 34)。

もし困窮増大の最も重要な原因が貨幣価値の低下にあるとすれば、とられるべき対策の第1は貨幣価値の低下の解消ということになる。コプルストンは貨幣価値低下の証拠を、地金委員会の議論にしたがって、人々がたとえ名目的には損失があっても紙幣を現金に換えようとする事、そしてボンドの為替レートの低下に求める (pp. 39 40)。これらは、ソートン、リカードウの基準と事実上同じである⁶⁰⁾。通貨当局は貨幣価値の低下を否定する。その主張を支えているのは、N. ヴァンシタート (N. Vansittart) の議論である⁶¹⁾。ヴァンシタートは、この2つの基準のうち第1は事実ではないと否定し、第2は決定的な根拠ではないとする (p. 40)。コプルストンは、貨幣価値低下を否定する議論に反駁するために、リカードウのボザンケット (C. Bosanquet) の議論の分析⁶²⁾を援用する (pp. 59 62)。コプルストンは、不換紙幣発行による貨幣価値低下の利益をもっとも受けたのは、イングランド銀行であるとする (p. 84)。イングランド銀行は、1797年の兌換停止以来、その資本価値を約3倍に増加させた (p. 85)。貨幣価値の低下を解消するためには、兌換の再開が必要である。そのためにG. カニング (George Canning) の1811年の提案、すなわち、イングランド銀行は兌換停止の期間中はその配当を最大10%とし、それを上回る利益は将来の兌換再開に備えて留保する、というものである (p. 86)⁶³⁾。イングランド銀行と行政との間には密接な結びつきがあり、政府は1私企業に過大な信頼を置き、何らのチェックもすることなく国の全通貨の支配権を与えたのである⁶⁴⁾が、これは過剰な通貨発行は起きたことがないし、また起きえないという論理によってのみ正当化しようとする行為であると批判する (p. 89)。

第2書簡：貨幣価値上昇・貧困・救貧法改革

以上のように第1書簡においては、貨幣価値の低下が労働者階級に困窮をもたらす最も大き

60) Thornton (1802), Ricardo (1810). ソートンとリカードウの基準は、地金の市場価格が鑄造価格を上回る事、ボンドの為替相場の低下である。

61) Vansittart (1811).

62) Ricardo (1811).

63) Canning (1811).

64) このようなイングランド銀行についての見方は、リカードウのそれと同じである。Cf. Ricardo (1810).

な要因であることが示され、その要因を可能な限り除去すること、つまり自然的な貨幣の価値低下は避けられないとしても、人為的な低下を排除するためにイングランド銀行の現金支払い再開が主張された。しかし、現金支払いの再開は急激な貨幣価値の上昇をもたらす可能性がある。そして急激な貨幣価値の上昇もまた弊害をもたらす。第2書簡においては、この急激な貨幣価値の上昇による困窮の増大、救貧法の影響の分析と救貧法改革を主題とする。

準備なしの現金支払い再開によって物価が急激に下落した場合、まず生産物は生産費用よりも低い価格で売られざるをえなくなる。損失の発生による生産の減少、そして雇用の減少により失業が発生する。また貨幣の価値を固定的と見る人々は、貨幣収入の減少を実質所得の減少と考えて支出を減少させる。この影響も加わって、生産はさらに減少し、雇用もさらに減少する。この結果、困窮が増大し、救貧への依存が増すのである (pp. 7 8)。

貨幣価値の上昇によって特に深刻な影響を被るのは、農業であるという。農産物価格の上昇によって耕作はより劣等な土地へ拡大する。より劣等な土地は同じ量の生産により多くの労働を必要とする。逆に、農産物価格が下落するとき、より多くの労働を必要とする劣等な土地から耕作が放棄される。つまりより多くの労働を雇用する土地から耕作が放棄される。その結果、労働需要は生産量よりも大きな率で減少し、農業労働者の失業が発生する。すなわち、ここに困窮の増大が生ずるのである (pp. 7 8)。

しかし通貨価値の回復によって、労働者の一般的境遇は改善される面がある。貨幣価値が上昇すれば名目賃金は低下することになるのだが、それには時間がかかる。それまでの間は、労働者は利益を受けるのである。われわれの行動において、習慣は強力な作用をする。労働者の利得は資本家の損失であるから、この場合雇用の不足の問題が生じうるが、これは救済されなければならない (p. 36)。その際、単に時間を使うだけの雇用は労働者にとっても政府にとっても、怠惰よりも明らかに選好される。教区による雇用は、私的資本が手をつけられないか手をつけそうにもないような仕事であることが必要である (p. 37, 81)⁶⁵⁾。そしてこれは、産業が回復するか人口が減少するまでの、一時的な対策である (p. 39)。

現金支払いの再開を単に延期することによっては急激な貨幣価値の上昇を回避することはできないのであって、何らかの準備が必要なのであるが、現在 (1819年) までのところ現金支払い再開に向けて何らの対策もとられていないという (pp. 8 9)。ただし、農産物価格の低下に対する効果を持つ対策と見なしうるものは、今までに1つあった。それは穀物法の改定である。穀物法は、穀物価格の急激な低下への対策としてみることができる。コブルストンは、もし通貨の急激な縮小が製造業のために回避されなければならないとすれば、農業に対しても何らかの人為的な価格低下抑制策がとられてもよいであろうと主張する (pp. 9 10)。

現金支払い停止の下で生じた貨幣価値低下による急激な救貧税の増大に対して、救貧法の廃

65) 失業者の雇用に関してはコブルストンは、Davison (1817) を参照している。

止論が高まった。このような人為的で異常な状態の下で、救貧法に対して決定的な変更が加えられることを危惧し、コプルスンは救貧法の影響を分析し、救貧法の必要性を明らかにする。そして救貧法の廃止論に対して、「一種の根拠のないパニックが引き起こされ一時的な原因
今まで議論されてこなかった原因 から生じたことの多くが、救貧法自体の根本的なそして本質的な性質のせいになされてきた」(p. 15) と指摘する。

救貧法の性格：

まず基本的な問題として、法律の本来の役割についての無理解、そして道徳的義務と法律の役割との混同があるという。「慈善だけでなくすべての徳の本質そのものが、それを強制したとたんに破壊される。」(pp. 17-8)「法律は、人間の改善や幸福の実現に向かって直接的な効果をほとんどもたないと思われる。」(p. 21, 強調は原文)コプルスンによれば、マルサスはこの点を認識していたのであって、慈善を法律に体化しようとするすべての努力は、無駄に終わると述べている。しかし、マルサスの議論の一部は、批判すべき対象であるという。

救貧法の人口増加に対する影響については、次のように述べる。コプルスンは、マルサスの現行救貧法に対する批判を批判する。すなわち救貧法廃止論者の理解は、救貧法はすべてのひとに食糧と雇用を保障し、さらには「本人の努力なしに自然な欲求の満足を獲得する手段」(p. 27, 強調は原文)となっているというものである。このような事態が実際に一部にあるとしても、これを救貧法本来の機能と見るのは誇張であるとする。コプルスンは、救貧法はそのように執行されてこなかったし、「労働者を教区救済から引き離してきた恐怖、自尊心、あるいは徳...は、...積極的で強力な原理であった」と主張する (p. 28)

コプルスンは、生存を保障しながら、同時に人口の増加を引き起こさないということは、可能だと考える (p. 28)。このような程度の救済は生存の必要を満たすにすぎないのであって、人口増加をもたらすことはない。救済には、快適な生活を与えるものから生存を保障するだけのものまで、さまざまな程度がありうる。確かに、快適な生活を与える救済は人口を増加させるであろう。しかし、いなかの文明社会においても、確実に生命を維持するだけの救済を与え人口を増加させないということは、可能である。人口を増加させる場合は、悲惨 (misery) と困窮 (distress) がもたらされる。文明が進歩し、下層階級の快適品や生活便宜品に対する嗜好が定着し、それらが必需品と見なされるようになれば、救済の水準を引き上げることができる。救済の基準は、社会の状態に依存するのである。救済の水準は、道徳的水準が上昇するのに比例して上昇させてもよいと考える (pp. 28-9)。人口論に基づいて救貧法の廃止を主張する人々は、救貧法による救済がつねに人口を増加させると想定している (マルサス自身は、それほど極端ではなくなっているとみる)。しかしこれは誇張であるという。治安判事の裁量権の乱用には、確かにそのような傾向があるが、これは救貧法の本来の性質からくるものではない。本来の救貧法の原理は、それほど不健全ではないと考える。もちろん実際の運用には修

正すべきところがあり、また法律にも変更する必要がある部分がある (pp. 30 2)。

コブルストンは、救貧の根拠を生存を保障する自然法に求め、それは実定法に優先すると考える。この生存の原理は私有財産の侵害を正当化とする (p. 32)。労働者の大部分は、勤勉や節約によってもやっと生存を維持できる状態にあり、その通常の賃金はそれ以下に下げられない水準にある。したがって必需品の価格上昇や労働需要の減少があれば、絶対的な不足に陥り、救貧への依存が増大せざるをえない (p. 82)。

コブルストンの救貧に関する基本的な考え方は、次のようである。すなわち、疾病、高齢、幼年、子供の数の多さ、雇用の喪失等から生ずる困窮は、法律によって救済しても問題はない。気前のよくないものであれば、恒常的かつ組織的な救済であっても、害悪を必ずしも増大させないし、社会が進歩するにしたがって、より寛大な救済が可能であるとする (p. 33)。

救貧法は貧困を増加させる傾向をもっているか。一般的に言えば、困窮 (distress) は市民社会の本質的な原理から生ずるのではなく、一時的な諸原因によるであり、そのうちで主要なものは貨幣価値の低下であったとみる (例えば16世紀における貨幣価値低下) (p. 40, 47)。コブルストンは、このことを歴史の検討によって実証する (pp. 47 8, 58 88)。この検討から、救貧法は貧困を増大させ救貧支出を増大させる傾向をもってきたか、物価の上昇と人口の増大を考慮に入れた場合救貧負担が増加傾向をもってきたかを、具体的に検討する⁶⁶⁾。

1750年から1815年に至る期間を4つに分け、それぞれについて、実際の救貧支出の増加を、小麦価格の上昇と人口の増加を考慮した場合に生じたであろうと推定される増加額と比較し、後者のほうが大きければ救貧負担は減少したと判断するという方法をとる。まず、1750年から1776年までの期間においては、実際の救貧支出は689,971ポンドから1,521,732ポンドへと増加した。この間、小麦価格は1クォーター当たり35シリングから48シリングに上昇した。人口は、6,467,000人から7,743,000人へ増加した。小麦価格の上昇率と人口の増加率を1750年の救貧支出に乗じて、これらの増加によって本来増加したであろうと推定される救貧支出の増加分を1750年の支出に加えると、1776年の推定救貧支出は1,085,600ポンドとなり、実際の救貧支出よりも436,132ポンド (41%) 少ない。この場合は、救貧負担は増加したことになる (pp. 84 5)。

1776年から1785年の期間については、実際の救貧支出は、1,521,732ポンドから1,912,241ポンドへ増加した。この間、小麦価格は1クォーター当たり48シリングから58シリングへ上昇し、人口は7,743,000人から8,241,800人に増加した。これらの増加率で増加したであろう額を1776年の実際の救貧支出に加えると1,975,756ポンドになる。これは1785年の実際の救貧支出よりも63,515ポンドだけ多い。大きな差ではないけれども、救貧負担が増加しなかったといえるであろう (p. 85)。

1785年から1803年の期間には、実際の救貧支出は1,912,241ポンドから4,077,891ポンドに増

66) コブルストンは Courtenay (1818) が示した計算方法を採用する。

加した。小麦価格の上昇と人口の増加を考慮した1803年の推定救貧支出額は、2,438,670ポンドであった。すなわちこの期間においては救貧負担は増加したとみることができる (pp. 85-6)。

1803年から1815年の期間には、実際の救貧支出は4,077,891ポンドから6,129,844ポンドへと増加した。小麦価格の上昇と人口の増加を考慮した分を加えた1815年の推定支出金額は6,536,001ポンドとなり、実際の支出はそれより401,157ポンド少なかった (p. 86)。

上の第2と第4の期間には、小麦価格上昇と人口増加を考慮に入れると、救貧負担は減少したといえる。最後の1803年から1815年の期間について言えば、総税収額は1803年には人口1人当たり11シリング1 1/4ペンス、1813 - 15年の平均は16シリング1ペニーで1対1 1/2である。これに対して救貧支出は1803年8シリング4 1/4ペンス、1813 - 15年11シリング4 1/4ペンスで1対1 1/3である。つまり救貧支出の増加率は総税収の増加率よりも小さかったのである。小麦価格の上昇は、この間1対1 1/2であった (pp. 87-8)。

以上の検討から、救貧負担が傾向的に増加してきたということは言えないとみる。またコブルストンによれば、勤労 (industry) と自立 (self-support) の精神は失われていないのであって、この期間の大部分を通じてむしろ強化された (p. 89)。救貧税の増加は、救貧法の原理から生じたものではなく、一時的な原因から生じたものである。したがって救貧法廃止論は不必要なものとなさなければならない (p. 91)。

救貧法改革：

コブルストンは、怠惰、浪費、思慮に欠ける結婚を促進することなく、より人間的で寛大な救済の水準を与えることに、問題の困難さがあるという。こうした救済を目標としてコブルストンは、救貧法の改革について以下のような考えを述べる (p. 94)。

コブルストンの救貧法改革の提案は、第1には1人の治安判事の裁量的権限を制限することである。改正法案⁶⁷⁾が2人の治安判事を救済の決定に必要とするとしている点を評価する (pp. 94-6)。また特別教区会 (select vestry) を設け、専任の貧民監督官補佐を置くという提案も有益であるとする (pp. 96-7)。そして救済はワークハウス (施設) に収容して行うということを原則とすべきであると主張する (p. 97)。また救済は、飢饉の場合、食糧の不足に応じて救済額を減少すべきである。労働需要の減少による失業については、ワークハウスでの雇用や公共事業 (道路工事など) への雇用が推奨される⁶⁸⁾。その際、それは一時的であるべきであり、魅力的であってはならず、民間の賃金よりも低い手当にし、手当は労働者が実際に行った仕事に応じて与えられるようにすべきである。貧民監督官やその他の監督者が監督し、仕事を魅力的でないものとする必要がある (pp. 97-8)。一時的失業者への貸付 (loan) は、とく

67) ボーンの改革法案を指す。

68) DNBの電子版 (2004) の著者 Richard Brent は、コブルストンが公共事業に反対したと述べているが、疑問である。

に製造業におけるそれは、提案された法案のもっともすぐれた点であると評価する (p. 100)。居住法に関しては、簡素化し、労働の移動の自由をより拡大すべきであるとする。貧困者が特定の教区に集中するような場合は、州の税からその教区を補助することで問題を解決できると考える (pp. 100-2)。教区学校は、間接的ながら、害悪の除去に非常に役立つので、重要である。この学校に特に責任を持つべきは聖職者だとし、聖職者の間に学校の成功に必要な義務の観念が広がっていると見る。この学校に特に期待されるのは、道徳的向上と子供の勤労の促進である。勤労の精神、自己尊重、道徳的品性、快適品への欲求などは、結婚の慎重な抑制に貢献し、社会の厚生 (well-being) にとって不可欠である (pp. 102-3)。

コブルストンは、教区の福祉協会すなわち友愛組合に関しては、少なくとも社会の最低層の人々の安全を与えるものとしては、評価できないとする。まず貧民に自分自身ではなく他人のために貯蓄することを期待するのは無理であるし、掛け金の支払いの一定期間の欠如により、受給資格を否定するなどの問題があるからである (pp. 103-5)。

これに対して貯蓄銀行は高く評価する。貯蓄銀行の原理自体が、貧民が自分自身あるいは家族のために貯蓄するというものであり、貧民にもわかりやすい。それは貧民に財産所有の観念を与え、この観念は慎重さ、節約心、誇り、物乞いと他者への依存に対する恐怖を生む (p. 105)。しかし、そうした預金の投資先を確保するために国債基金をつくり、高い利子率を保証することには反対である。重要なのは元本の保証であり、それに貧民が完全な支配権を持つことであって、高い利子率という誘因は必要ではないとする (p. 107)⁶⁹⁾。こうした機関を監視することは、ジェントルマンの行為として期待される (p. 108)。

コブルストンによれば、もう1つ貧民のためになる行為として、労働者の賃金を引き上げるということがある。これは、上層階級の寛大さの発揮として重要である。賃金の上昇によって利潤率は低下するが、それによって最劣等地は放棄され、余剰農業労働者を他部門へ移転する機会が開かれるであろう。雇用される労働者は、雇用者によって十分な報酬が与えられるべきであり、慈善に依存すべきではない (pp. 109-10)。

重要な点は、救貧法に関して、乱暴な変更は必要ではない、そして法律による救済は最低限度に限られるべきである、ということである (p. 111)。コブルストンは、教育による道徳の向上、貯蓄銀行などへのジェントルマンの自発的な貢献による人々の自立心の向上に期待を寄せたのである。

4 中間的な立場：ビケーノの救貧論⁷⁰⁾

ビケーノは、救貧において道徳面ないしは精神面が重要であると考えた。そして救貧法改革

69) 貯蓄銀行についてのコブルストンの認識は、リカードウのそれにきわめて近いといえる。

70) ビケーノの救貧論については、Poynter (1969)、Hilton (1988) のいずれも簡単にふれているに

の議論には、この側面についての考慮が欠けているとする。ビケーノはイングランドとスコットランドを比較し、スコットランドで困窮がすくないのは、通常いわれているようにスコットランドの庶民教育が充実していることによるのではなく（彼はイングランドでも庶民教育はかなり普及しているとする）、何か別の原因によると見る。その主要な原因はイングランドにおける救貧法の存在であり、救貧法がもたらす労働者の道徳的ないし精神面に対する害悪である。「それら [救貧法] は、怠惰、浪費、性格への無関心を生み、次の世代にとって第一級の重要性をもつ家族の紐帯を破壊する。」(p. 9)

ビケーノの考えでは、教育が思考と反省の習慣を涵養するのに対して、救貧法の作用はこれと正反対であり、教育の効果を打ち消してしまっている (p. 9)。しかし救貧法の廃止は問題を解決するとは考えない。それは、現在以上の困窮を長期にわたってもたらすとみるからである (p. 10)。ビケーノによれば、現在の害悪は法律が過度に介入したことによるのであり、いったんそれが生じてしまうと、元に戻すのは容易ではない。われわれは神が定めた法に従わなければならないのであるが、それがどのようなものであるかについての理解が欠如しているために、誤った実定法の介入が生じてしまうのである (pp. 11-2)。ビケーノによれば、われわれの根本的な行動原理は、所有する前に稼ぐ、である (p. 13)。しかし救貧法はこの根本的な原理に反している。

困窮の増大は、さまざまな原因によって説明されてきた。例えば、怠惰、仕事の不足、詐欺、貧民監督官の不正、ワークハウスの管理の失敗、などである。しかしビケーノによれば、問題は現行救貧法の基本原理そのものにある (p. 55)。

現行救貧法の原理：

ビケーノは、救貧法の歴史を検討し、現行救貧法の原理は、次の4つにまとめることができるとする。すなわち、

「 慈善は対象の性格に関係なく、絶対的な義務である。」(無差別救済の原則)

「 働くことのできないひとはすべて、扶養される権利がある。」(受給の権利の原則)

「 働く能力と意思があるひとはすべて、雇用あるいは労働の賃金を受け取る権利がある。」(全員雇用の原則)

「 慈善の徳は法律の権威によって強制することができる。」(法律による強制可能性の原則)
(p. 56)

ビケーノは、これらを1つ1つ検討し、救貧法の改革を提案する。まず 無差別救済の原則についてである。ビケーノによれば、慈善はわれわれの本性的な一部であるが、その実行は理性の支配の下におかれなければならないのであって、対象の幸福を増加するようなものでなけれ

ばならない (p. 60)。そして幸福の増加が慈善の目的であるから、道徳的 (精神的) 善の付与は物的善 (natural good) のそれにはるかにまさる。慈善を行うさまざまな方法の価値の評価は、同じ原理にもとづく (p. 61)。金銭的な援助は、慈善の方法の中で最低に位置すると評価する。それは最も容易で安価な方法である (p. 62)。ビケーノは物的な援助を排除しないが、それは精神的な援助に貢献するかぎりにおいてである。慈善の実行が理性の支配の下におかれなければならないとすれば、それは自発的 (voluntary) でなければならない (p. 63)。神の意思はその被造物を幸福にすることであるが、それはすべての者を無差別に幸福にすることの意味しない。正直で価値ある者の幸福は他に優先されるのである (p. 64)。そして神の統治の原理は、理性的存在の幸福を彼ら自身の努力に依存させるということである (pp. 64-5)。つまり幸福は自分の努力によって獲得するものであって、他者から単に受け取るものではない。われわれが慈善に当てることができる時間や能力は限られているから、最も大きな幸福をもたらすと思われる対象にそれらを当ててを余儀なくされる (p. 65-6)。つまり救済対象は選択されなければならない。結論として言えるのは、無差別の救済の義務は存在しない、ということである (p. 67)。

次に 受給の権利の原理についてである。これは根本的な問題であるという。問題となるのは、極端な必要 (extreme necessity) のケースである。ペイリーは、極端な必要の場合の権利は、われわれの生命が危険にさらされる場合には、他人の所有物を使用したり破壊したりすることができるということを意味し、その意味で貧民は救済を受ける権利を持っているとする (pp. 67-8)。ペイリーは、神はその被造物のすべての生存を意図され、所有権をその前提の下に承認されたのだという。しかし、ビケーノは排除不可能な絶対的権利は存在しないと主張する (p. 69)。われわれには不幸な人を救済する義務があるとしても、それは救済を受ける人に対する義務ではなく神に対する義務なのであって、対象の幸福を増すか否かについてのわれわれの判断によって、便益を与えたり与えなかったりすることができる (p. 70)。T. ギズボーン (Thomas Gisborne) は貧民の救済を受ける権利を否定し、彼らにあるのは合理的な期待の権利というべきものであるとする (p. 71)⁷¹⁾。またビケーノによれば、ペイリーのいう原始契約が歴史的に存在したという確証はなく、それはフィクションとみなされるべきである (pp. 71-2)。したがってそうした契約を実質的な権利の基礎とすることはできない (p. 72)。もしそのような権利があるとすれば、勤労への誘因は直ちに破壊される。生活手段は限られており、もしそれらがすべてのひとの所有物であるとすれば、労働、慎慮、徳は失われる (p. 72)。

全員雇用の原則に関して。ビケーノの考えでは、雇用は賃金の支払いに当てられる資本によって限定される (p. 101)、したがって教区雇用を増加させれば、民間の雇用がそれだけ減少することになる。つまりこれは、雇用の創造ではなく、単なる移転である (p. 102)。教区

71) Cf. Gisborne (1795).

による民間と競合する産業への雇用は、民間産業の減少をもたらす。しかもその効率は民間による雇用比べて劣る (p. 103)。政府がすべての国民に十分な雇用を与えることができると考えるのは、まったく不合理である (p. 104)⁷²⁾。公共事業への雇用が提案されることがあるが、これは教区による産業への雇用に比べてまだましである。労働への動機は必要と義務である。現行救貧制度の下では怠惰に対する唯一の抑止策は施設に収容して強制労働に付することであるが、強制的な労働は動機を欠いているのである (pp. 109-10)。しかし自然の法は、解決策を用意している。すなわち、浪費者、怠惰な者は、必然的に社会の最低の地位に追いやられるのである (p. 110)。

最後に 慈善の法律による強制可能性の原則については、次のように述べる。すなわち、上で見たように、慈善は理性に依存し、自発的でなければならない。慈善は救済対象の幸福を増大するものである。したがってそれは合理的な判断のもとにおかれる必要がある。なぜなら、慈善の手段は限られており、したがってもっとも大きな便益を生むと思われる対象に当てられなければならないが、それはわれわれの判断を必要とし、自発的でなければならない、強制することはできないのである。また慈善は他人に委託することもできない。法律による強制は、道徳的自由と判断を奪うこと意味しており、慈善の本質を破壊する (p. 120)。市民法は、個人の選択と選好に依存する義務を強制することはできない (p. 121)。ところが、現行救貧法は慈善を強制するものであり、明白な矛盾を含んでいる (p. 127)。したがってビケーノは、救貧法には原理的には反対である。

自然の法と人口過剰の不可能性：

貧困に関するビケーノの議論の重要な特徴は、人口が自然に過剰になることを否定するところにある。まず、人口は生存資料を超えて増加しようとする傾向があることを、次のように述べる。「神の普遍的な法は、すべて生命ある存在の絶えざる傾向はそれらのために準備された生存資料を超えて増加しようとすることである。」 (p. 77) しかし植物の例をあげて、このような傾向にもかかわらず、人口が無限に増加するわけではないことを示す。すなわち、植物は生存の余地があれば増加するが、無限に増加するわけではなく、その環境へのよりよい適合性をもたなければ、他を押しつけて増大することはできない (pp. 77-8)。動物界では、生存競争はもっとはっきりしており、それによって種は退化を回避し種を保存するのである。自然の法は、「劣ったものは優れたものに場所を譲れ」というものであり、それが結局は、種を保存し、その種に最大の幸福をもたらすのである (p. 79)。逆の場合には、すべての被造物の能力や本能は失われる。したがってビケーノは、生存資料を超えて増加しようとする傾向 (自然の法) は、賢明 (wise) であり、慈悲深い (merciful) のものであると主張する (p. 80, 強調は

72) この点に関してビケーノは、マルサス『人口論』第2版から引用する。

原文)。そしてこの自然の法は人間にも適用できる。マルサスによれば、人間にも生存資料を超えて増加しようとする傾向があるが、現実の人口は悪徳と悲惨（困窮）によって、生存資料の範囲内に抑えられる。

人間も強力な本能によって自分の種を増加させる。人間の場合、その情欲は社会の異なった発展段階で異なった仕方で作用するという。最も低い段階では動物の場合と同様に、道徳的ないしは自然の制限 (check, moral or natural) は作用しない (pp. 80 1)。しかし文明が発達すると、人間は将来のことを考慮して人口増加を抑制するようになる。しかし、多くの人々は生存資料の不足の問題を無視し、自然の本能にしたがってしまう。その例として、ハイランドの女性（スミスの例）をあげる。ピケーノはマルサスの人口の原理に言及し、マルサスの人口増加率と生存資料増加率の相違について述べ、生存資料の生産において収穫逡減が作用するのに対して、人口増加力は逡減しないことを指摘する (p. 84)。人口増加は制限として作用する強力な必要の法則の絶えざる作用によってのみ、生存資料の水準に抑えられる (p. 87)。制限は結局、道徳的抑制、悪徳、困窮に帰する⁷³⁾。社会は、狩猟段階、遊牧段階、農業段階、商工業段階という順序で進歩すると考える。遊牧段階では財産権がはっきりしてきて、そこから正直 (honesty)、中庸 (temperance)、忠誠心 (fidelity)、持続的勤勉 (persevering industry) その他の徳が生まれてくるという (p. 90)。低い段階で人口が増加すれば、生存競争が起こり、そこに進歩が生まれ、社会はより高い文明の段階へと進む (p. 91)。より高い文明の段階でも、作用の仕方はより複雑化するが同じ自然の法が作用する。すなわち人口が増加すると生存競争が作用し、勤労の改善があり、将来への配慮が生まれてくる。また財産の安全は文明の基礎であり、文明の進歩の必然的な帰結であり、やがて労働者と資本家の区別が生まれ、新しい欲求が創造され、かつそれらが満たされるようになる (pp. 93 4)。新しい徳が生まれる。商人は正直と忠実 (truth) の原理に基づいて行動するようになる。これらの徳は商工業社会にとって枢要な条件であり、より高次の道徳体系の基礎である (p. 94)。

そしてピケーノは、次のように結論する。すなわち、生存資料を超えて増加しようとする動物の傾向は、残酷さではなく、親切と真の善意で満たされた自然の法であり、すべての種はその影響の下にある (p. 95)。人口が増加する、生存競争が作用する、人間の進歩が生ずる、道徳が向上し、文明と洗練が進歩する、以上はすべて神の意思である (p. 95)。それは、知恵と慈悲の特性を備えている (p. 96)。しかしピケーノによれば、この点を強調した例は、他には見られない⁷⁴⁾。

救貧法による普遍的で無差別な救済は、以上に示された神の法に反する。神の法によれば、無差別の救済は困窮 (distress) を減少させるのではなく、増加させるのである (p. 96)。無

73) この点についてピケーノは、マルサスの『人口論』第2版の議論をそのまま引用している。

74) 『人口論』初版においてマルサスは、人口の原理は悪徳と困窮を生む一方で、食糧を得るための努力を促し、その努力は人間の精神を覚醒させ、進歩を生むとしている (第18章)。

差別救済は、思慮のない早婚を増加させ、墮落した労働者を増加させる (pp. 96-7)。マルサスが言うように、勤労への主要な刺激は飢えの恐れであり、これが除去されると、それとともに先見、将来への配慮やその他人間と動物を分ける諸徳が失われる (p. 97)。この場合、教育や宗教によっても、悪徳を抑えることはできないとビケーノは主張する。

現行救貧法の下では人口の優れた部分が予防的制限によって人口増加を抑制するのに対して、救貧法による救済のため劣った部分は思慮なく人口を増加させる (これはいわゆる Greg 問題である)⁷⁵⁾。思慮のない人々がその人口増加によって、道徳的に優れた人々の場所を占めるようになり、労働市場は供給過剰になり、労働の価格は低下し、反対に食糧価格は上昇する。その結果、全体的に貧困が増加する (pp. 97-8)。しかしもし実定法による攪乱がなければ、食糧と労働は自然な水準に調整され、困窮 (misery) はより少なくなるであろう。救貧法は結婚を促進し、人口増加を促進するのであって、自然の法にまったく反する (p. 99)。思慮のない結婚は無限の悪の根源である。抑制は自発的でなければ意味がなく、法律で強制することはできない。

救貧法の改革：

以上の議論から、ビケーノによる救貧法の改革の方向性は明らかである。ビケーノは救貧法には原理的に反対であるけれども、しかし同時に現状において廃止することはより大きな害悪をもたらすので、現在は廃止できないとする。必要なのは、人間の幸福は自分自身の行動に依存するという原則を救貧に導入することである (pp. 130-2)。現行の救貧法は、過去においてひとがどの程度稼いできたか、あるいはどのような生活を送ってきたかに関係なく、現在の状態によって救済を与える。つまり現状では、幸福を自ら獲得するのではなく、他者から受け取るようになってしまっている (p. 131)。そして現行救貧法は、貧民の人口増加をもたらす。しかしマルサスの『人口論』における救貧法廃止の提案は過激にすぎ、あまりにも急激な変化をもたらす (pp. 134-5)。現状では救貧法は廃止できないと判断する (p. 135)。それは、貧民の習慣と思考はすぐには変えられないからである。ビケーノは、貧民の自立心を確立するには、1世代以上の時間を必要とするであろうという (pp. 135-6)。

ビケーノは、救貧対象を選別し差別すること、この原則が救貧法の改革に絶対的に必要であると主張する。したがって、救貧申請者の性格によって救済を拒否できる裁量権が、判事あるいは貧民監督官に与えられなければならない (p. 136)。その場合でも、自分自身の労働で自分自身を扶養できない人々、例えば病人、孤児、身体障害者、高齢者などは、法律によって救済されなければならない (p. 136)。しかしそれ以外の人々は、「一時的貧困」(“casual poor”) であって、選別と差別の対象としなければならない (pp. 137-8)。そしてこのカテゴリーの貧

75) Greg 問題については、Toye (John) (2000) Ch. 4を参照。

民は非常に多様であるので、判事あるいは貧民監督官に裁量の余地が残されなければならないのである。貧民の差別・選別の原則は教区による雇用の場合にも適用されるべきである (p. 138)。労働を怠ける者は救済を受けることはできず、また貧民が雇用される場合も賃金は実際になされた仕事に応じて与えられるようにしなければならない。ただし貧民は抑圧からは保護される必要がある (pp. 38-40)。仕事を拒否する者や暴言を吐く者は救済対象から排除するべきである (pp. 141-2)。現行救貧法はこうした者も救済対象から除外しておらず、現行の救貧法のままでは、国は破滅に至るであろうという (p. 145)。

5 結語 救貧法廃止論と擁護論は、根本的に対立するか

以上のように18世紀末から19世紀初頭にかけてのイングランドにおいては、救貧法の廃止論の高揚があったが、同時に救貧法の存在を擁護する議論が根強くあり、激しい論争が展開されたのである。しかし、救貧法廃止論と救貧法擁護論は、根本的に対立する関係にあったのであろうか。注目すべきは、救貧法廃止論も擁護論も、そして中間的な立場も、労働者階級の道徳的ないしは精神的向上、すなわち自立心、将来への配慮、慎重の習慣などを彼らに身につかせるようにすることを重視し、救済をできるだけ制限すべきとする点では共通していたことである。

忘れてならないのは、救貧法廃止論と擁護論の両者とも困窮の私的慈善による救済の必要性を認めていることである。救貧法擁護論は慈善の義務をも主張するので、慈善が広く行われれば、逆に救貧法の必要性は減少するであろう。救貧法廃止論はやはり私的慈善は否定しない。私的慈善が行きわたり、かつ労働者階級の自立心、慎慮が高まれば、救貧法は大きな害悪を及ぼさなくなるので、この場合救貧法廃止の必要性は低下する。

マルサスは救貧法廃止の主張を後に放棄したとする理解がある (例えば、Waterman 1991, 2002)。その際、ゴドウィンの人口に関する著作に対するマルサスの書評⁷⁶⁾、およびマルサスの T. チャーマーズ (Thomas Chalmers) 宛の書簡⁷⁷⁾ が根拠とされている。しかし、マルサスが述べたのは、労働者階級が広く自立心と慎慮を身につけ、彼らの間に道徳的抑制が普及する状態にいたれば、救貧法をしいて撤廃しなくても、その弊害は大きくない、という主旨であったとみるべきであろう。

1834年の新救貧法は、貧民にとってより厳しい方向での、つまり公的救貧を制限する方向での救貧行政の改革であり、労働者の自立を促すことを目標としたといえる。以上に見たように、

76) *Edinburgh Review*, 1821. これは Malthus (1963) に含まれている。なお、邦訳がある (柳田芳伸 2008)。

77) マルサスのチャーマーズ宛の2通の書簡 (1821年8月21日付, 1822年7月21日付)。これらは James (1979) pp. 449-50 に引用されている。

弛緩した救貧行政の改革は、救貧法廃止論、擁護論、そして中間的な立場の議論のいずれにおいても主張されたことである。大幅な改革はなされたが救貧法そのものは廃止されず、20世紀の半ばに至るまで存在し続けたのである。この背景には、イングランドの支配層における温情主義 (paternalism) にもとづく根強い救貧法擁護論の存在があった。私的慈善も救貧法による公的救済も温情主義にもとづいていたのであって、後の福祉国家はこうした温情主義の延長線上にはなく、労働運動の進展にもなつてそれを超えたところに成立したと見るべきであろう。

参考文献：

- Anonymous (1978), *A Letter to William Paley, M. A. Archdeacon Carlisle, from a Poor Labourer in Answer to his Reasons for Contentment. Addressed to the Labouring Part of the British Public*. London.
- Bahmueller (Charles F.) (1981), *The National Charity Company: Jeremy Bentham's Silent Revolution*. Berkeley.
- Bentham (Jeremy) (1797), *Observations on the Poor Bill, introduced by the Right Honourable William Pitt*. (Written in February 1797, and published in 1838 by Edwin Chadwick; reprinted in *The Works of Jeremy Bentham*, vol. , pp. 440-61, ed. By John Bowering in 1843, Edinburgh).
- Bentham (Jeremy) (2001), *Writings on the Poor Laws*. Vol. I, ed. By M. Quinn, Oxford.
- Bicheno (J. E.) (1817), *An Inquiry into The Nature of Benevolence, chiefly with a view to elucidate the principles of the Poor Laws, and to show their immoral tendency*. London.
- Bosanquet (Charles) (1810), *Practical Observations on the Report of the Bullion-Committee*. London.
- Brundage (Anthony) (1978), *The Making of the New Poor Law: Politics of Inquiry, Enactments, and Implementation 1832-1839*. New Brunswick.
- Brundage (Anthony) (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*. Palgrave, New York.
- Burke (Edmund) (1780), *A Vindication of Natural Society: or, A View of the Miseries and Evils arising to Mankind from every Species of Artificial Society*. London.
- Burke (Edmund) (1800), *Thoughts and Details on Scarcity, originally presented to the Right Hon. William Pitt, in the month of November, 1795*. London.
- Canning (George) (1811), *Substance of Two Speeches, delivered in the House of Commons, by the Right Honourable George Canning, On Wednesday the 8th, and*

- Monday the 13th of May, 1811, in the Committee of the whole house.* London.
- Copleston (Edward) (1819a), *A Letter to the Right Hon. Robert Peel, M. P. for the University of Oxford, on the Pernicious Effects of a Variable Standard of Value, especially as it regards the condition of the lower orders and the Poor Laws.* Oxford.
- Copleston (Edward) (1819b), *A Second Letter to the Right Hon. Robert Peel, M. P. for the University of Oxford, on the Causes of the Increase of Pauperism, and on the Poor Laws.* Oxford.
- Courtenay (Thomas Peregrine) (1818), *A Treatise upon the Poor Laws.* London.
- Davison (John) (1817), *Considerations on the Poor Laws.* Oxford.
- Eden (Sir F. M.) (1797), *The State of the Poor: or an History of the Labouring Classes in England...* 3vols. London.
- Gisborne (Thomas) (1795), *The Principles of Moral Philosophy investigated, and briefly applied to the constitution of civil society: together with remarks on the basis of all moral conclusion, and on other positions of the same author.* The 3rd ed., London.
- Gosden (Peter) (1961), *The Friendly Societies in England 1815 1875.* Gregg Revivals, Aldershot. (First published by Manchester University Press, 1961).
- 羽鳥拓也 (2007), 「1826年のマルサスの穀物法改正論」『マルサス学会年報』第16号, pp. 75-98.
- Henderson (John P.) (1984), 'Ricardo and the Provident Institutions', in *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, vol. 2, pp. 65-76.
- Hilton (Boyd) (1988), *The Age of Atonement. The Influence of Evangelicalism on Social and Economic Thought, 1795 1865.* Clarendon Press, Oxford.
- Hobsbaum (E. J.) & Rude (Geroge) (1969), *Captain Swing.* New York.
- Horne (Olivier H.) (1947), *A History of Savings Banks.* Oxford.
- Horne (Thomas) (1985), "The Poor Have a Claim Founded in the Law of Nature": William Paley and the Rights of The Poor,' *Journal of the History of Philosophy*, Vol. 23, pp. 57-70.
- House of Commons (1817), *The Report from the Select Committee of the House of Commons on the Poor Laws; with the minute of evidence taken before the committee.* London.
- 飯田裕康・出雲雅志・柳田芳伸 (編著) (2006), 『マルサスと同時代人たち』日本評論社。
- James (Patricia) (1979), *Population Malthus: His Life and Times.* Routledge & Kegan

Paul, London.

- Malthus (T. R.) (1798 1826), *An Essay on the Principle of Population*, editions 1 6.
- Malthus (T. R.) (1820), *Principles of Political Economy Considered with a View to their Practical Application*. (2nd ed., 1836). London.
- Malthus (T. R.) (1821), 'Review of Godwin' *Edinburgh Review*, vol. 35, no. 70, pp. 362 77. In Malthus (1963). 柳田芳伸訳「ゴドウィンの『人口について』を評す」『長崎県立大学論集』第41巻第4号, pp. 309 338, 2008年。
- Malthus (T. R.) (1963), *Occasional Papers of T. R. Malthus on Ireland, Population, and Political Economy from contemporary Journals and hitherto uncollected*. Edited and with an Introductory Essay by Bernard Semmel. Burt Franklin, New York.
- Milgate (M.) & Stimson (S. C.) (1991), *Ricardian Politics*. Princeton.
- 大沢真理 (1986), 『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』東京大学出版会。
- Paine (Thomas) (1971 2), *Rights of Men: being an answer to Mr. Burke's attack on the French revolution*. London. 西川正見訳『人間の権利』岩波文庫, 1971年。
- Paley (William) (1787), *The Principles of Moral and Political Philosophy*, 2vols, 4th edition. 2vols. London.
- Paley (William) (1973), *Reasons for Contentment; addressed to the Labouring Part of the British Public*. London.
- Poynter (J. R.) (1969), *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795 1834*. Routledge & Kegan Paul, London.
- Ricardo (David) (1810), *The High Price of Bullion, a proof of the depreciation of Bank notes*. London.
- Ricardo (David) (1811), *Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of the Bullion Committee*. London.
- Ricardo (David), *The Works and Correspondence of David Ricardo*. Ed. by Sraffa (Piero). Vol. . Cambridge University Press.
- Ricardo (David) (1932), *Minor Papers on the Currency Question 1809 1823 by David Ricardo*. Ed. by Jacob H. Hollander. Baltimore.
- Ricardo (David), *Ricardo Papers*. University Library, Cambridge University.
- Select Committee on the Poor Laws (1817), *Report from the Select Committee on the Poor Laws; with the minute of evidence taken before the Committee*. London.
- Thornton (Henry) (1802), *An Inquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*. London.

- Townsend (Joseph) (1786), *A Dissertation on the Poor Laws; By a Well-Wisher to Mankind*. London.
- Vansittart (N.) (1811), *Substance of Two Speeches, made by the Right Hon. N. Vansittart, on the 7th and 13th of May, 1811, in the Committee of the whole house of Commons, to which the Report of the Bullion Committee was referred*. London.
- 渡会勝義 (1983), 「リカードウの基本モデルについて」明治学院大学『経済研究』第67号, pp. 1-69.
- 渡会勝義 (1988), 「マルサスの「一般的供給過剰」の理論」明治学院大学『経済研究』第81号, pp. 39-115.
- 渡会勝義 (1997), 『マルサスの経済思想における貧困問題』一橋大学社会科学古典資料センター, Study Series No. 38.
- 渡会勝義 (1998), 「マルサスにおける重農主義・農業主義・農業保護論」『経済学史学会年報』第36号, pp. 103-110.
- 渡会勝義 (2000), 『デイヴィッド・リカードウの救貧論と貯蓄銀行』一橋大学社会科学古典資料センター, Study Series No. 45.
- Waterman (A. M. C.) (1991), *Revolution, Economics and Religion: Christian Political Economy, 1798-1833*. Cambridge University Press.
- Waterman (A. M. C.) (2002), ‘“Christian Political Economy” and Philosophic Radicalism,’ *Annals of the Society for the History of Economic Thought*, No. 41, pp. 1-14.
- Weyland (John) (1819), *A Remonstrance addressed to the Author of Two Letters to the Right Honourable Robert Peel on the Effects of A Variable Standard of Value, and on the Condition of the Poor by an English Gentleman*. London.
- 吉尾 清 (2006), 「サー・トマス・バーナードと貧民の境遇改善協会」飯田他 (編著) (2006) 第1章および吉尾 (2008) 第2章所収。
- 吉尾 清 (2008), 『社会保障の原点を求めて: イギリス救貧法・貧民問題 (18世紀末~19世紀半頃) の研究』関西学院大学出版会。
- (本稿は、科学研究費プロジェクト「イギリス経済思想史における人口・貧困・福祉」課題番号20330039の研究成果の一部である。)